

令和6年9月定例会

南伊豆町議会会議録

令和6年 9月3日 開会

令和6年 9月24日 閉会

南伊豆町議会

令和六年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和六年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 6 年 9 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
黒 田 利貴男 君	7
大 年 美 文 君	2 3
岩 田 稔 君	4 5
宮 田 和 彦 君	5 8
稲 葉 勝 男 君	7 7
○散会宣告	8 5
○署名議員	8 7

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	9 0
○出席議員	9 0
○欠席議員	9 0

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	9 0
○職務のため出席した者の職氏名	9 1
○開議宣告	9 2
○議事日程説明	9 2
○会議録署名議員の指名	9 2
○一般質問	9 2
安 藤 広 和 君	9 2
○報第 5 号の上程、説明、質疑	1 0 5
○報第 6 号の上程、説明、質疑	1 0 6
○議第 6 8 号及び議第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議第 7 0 号及び議第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議第 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第 8 4 号～議第 9 5 号の一括上程、説明、委員会付託	1 3 3
○散会宣告	1 3 8
○署名議員	1 3 9

第 3 号（9 月 2 4 日）

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1

○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 2
○開議宣告	1 4 3
○議事日程説明	1 4 3
○会議録署名議員の指名	1 4 3
○議第84号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第85号～議第87号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 4
○議第88号～議第91号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第92号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 9
○議第93号～議第95号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 0
○南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙	1 5 1
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	1 5 3
○議員派遣の申し出について	1 5 3
○閉議及び閉会宣告	1 5 4
○署名議員	1 5 5

令和 6 年 9 月定例町議会

(第 1 日 9 月 3 日)

令和6年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	10 番	清 水 清 一 君
11 番	齋 藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	山 田 日 好 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	宮本利江君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 教務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	菰田一郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	主事	鈴木敦雄
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和6年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 比野下 文 男 君

9番議員 稲 葉 勝 男 君

◎会期の決定

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの22日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和6年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第4、町長の行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和6年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、令和6年6月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、文化庁共生プロジェクトin南伊豆について。

6月13日、14日の両日、NPO法人豆游議塾の長田育郎理事長をコーディネーターとして、文化庁による共生プロジェクト「障害者等による文化芸術活動推進事業」を展開する新日本フィルハーモニー交響楽団を招聘し、共生について考える機会とすることなどを目的に、本町児童生徒が鑑賞や楽器の演奏体験を通し、本物の芸術に触れる貴重な機会をいただきました。

13日には、南中小学校を会場に南中小学校の全校児童を対象として実施し、14日には、南伊豆東小学校で特別支援学級児童生徒などを対象に、オーボエ四重奏の演奏会を実施するなど、楽器や曲の説明などを受けながらすばらしい音色を体験いたしました。

今回は、新たに加わった管楽器のオーボエなどがあり、曲に合わせたリズムカルな奏者の動きや、1分以上も息継ぎをせず演奏する巧みな技に驚きの声が上がっていたことなどからも、本物に触れることで児童生徒がそれぞれに何かを感じ、得るものが大きかったと感じました。

また、特別支援学級の児童生徒たちは、ストローを使い、オーボエの音の出し方などを体験しましたが、息の出し方や強弱でいろいろな音が出ることから、児童生徒の創造力が刺激され、夢中で取り組む様子なども見られました。

本プロジェクトでは、本物の芸術に触れるとともに共生について考える機会とすることを主な目的としておりますが、児童生徒の創造力や感性を高める場として極めて有効であることから、今後も継続して取り組みたいと考えております。

2、経営体育成基盤整備事業（高収益作物導入）について。

本年12月から、青市地内において、経営体育成基盤整備事業に伴う伊豆縦貫自動車道工事発生土の搬入が開始されます。

本事業では、青市地内野辺の農地5万6,000平方メートルに伊豆縦貫自動車道の工事発生土9万立方メートルを搬入し、かさ上げ整地した農地に暗渠排水や用排水路を配した一団の農地を造成することで、水田から高収益作物の導入が可能となる畑地への転換を図ることを目的としております。

また、工事発生土の搬入を国が実施し、排水路等の基盤整備事業は静岡県が担うもので、地権者と各種調整などは町が担当してまいりました。

工事発生土については、二級河川鯉名川を横断する仮設橋の完成後に国道136号線側から搬入し、農地のかさ上げと並行して暗渠排水・用排水路工事を施工し、事業全体の完了見込みを令和9年度末としております。

事業完了後、利活用に向けては、地権者の多くが株式会社 I Love ファームへの貸出しを希望しており、当該地でのレモンの栽培を予定していると伺っております。

一方、手石地区においても、耕作放棄地解消を目的とした伊豆縦貫自動車道工事発生土を活用した土地改良事業が計画されており、地権者に対する事業内容の説明や事業完成後の農地利用について、意向確認などを進めております。

これら伊豆縦貫自動車道工事発生土の受入れは、今後の縦貫道事業促進に直結するものであり、当該事業の早期完成を切望する地域の責務であると考えますので、引き続き事業推進に取り組むとともに、地域活性化に資する効果的かつ効率的な利活用に努めてまいります。

3、災害及び事故時における支援協力に関する協定締結。

令和6年7月30日、本町水道料金等の徴収・窓口業務を受託する株式会社フューチャーイン静岡支社と、災害及び事故等における支援協力に関する協定を締結いたしました。

具体的には、地震、風水害、その他災害及び水道事故発生時において本町の給水事業に甚大な支障が生じた場合、被災住民からの電話や窓口対応、応急給水活動の支援、災害及び事故に関する情報の収集や提供などの緊急時における対応業務について同社からの支援を受けるもので、県下においては6番目の協定締結自治体となります。

本協定の締結をもって、災害時等における水道事業のさらなる安定化が図られるものと期待するところであります。

4、夏期の観光施設等の入り込み状況。

今夏においては、連日熱中症警戒アラートが発表されるなど記録的な大猛暑となる中、本町においては4年ぶりに再開した妻良の海上アスレチックをはじめ、定番の弓ヶ浜・子浦の両海水浴場、中木地区のヒリゾ浜など様々な夏のイベントを準備し、誘客対応に臨んでまいりました。

とりわけ妻良地区の海上アスレチックでは、7月6日にリニューアルオープンの神事及びテープカットが執り行われた後、当日は入場料を無料とした町内の小中学生が一斉に海に飛び込み、初お目見えの滑り台やターザンロープなどで妻良の海を満喫しておりました。

また、町内2か所の海水浴場においては、7月20日に弓ヶ浜、23日に子浦で海開きが行われ、運営期間中の安全と盛況が祈願されました。

弓ヶ浜では、人気のスプラッシュ・ウォーターパークも設置されたほか、8月8日には恒例の第47回弓ヶ浜花火大会も開催され、約600発の花火が夜空を彩り、昨年を上回る1万5,000人のお客様にぎわいました。

猛暑による全国的な海離れ傾向や熱中症への警戒などによる外出控えに加え、南海トラフ地震臨時情報発表、翌日の神奈川県西部での地震、さらには台風7号の接近等で総体的には客足は伸びず、昨年同様厳しい夏となりました。

これから迎える秋の行楽シーズンに向けては、再び増加傾向に転じているコロナ感染拡大に留意しつつ、関東圏へのさらなる情報発信や、伊勢海老まつり、みなみの桜と菜の花まつ

り等での新企画などを核とした事業展開を図り、観光地伊豆の再興となるさらなる地域経済の活性化に取り組んでまいります。

以上で、令和6年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（長田美喜彦君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（長田美喜彦君） 4番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 一般質問に先立ち、さきの台風10号による被災された方、また、亡くなられた方にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

では、私の一般質問ですが、森林環境譲与税と森づくり県民税とのJクレジットの関係性について、次に、夏の観光について、3番目に新型メッセンジャーRNA（レプリコン）ワクチンについてという3つの質問をさせていただきます。

まず、森林環境譲与税と森づくり県民税とのJクレジットの関係性についてですが、森林環境税と森づくり県民税については、令和5年12月定例会において一般質問をさせていただきました。

今回は、この2つの税を使うに当たってJクレジットの獲得について伺います。

人が森に関わらなくなり森林の多面的機能が失われ始め、また、パリ協定に基づく地球温暖化防止の意味でのCO₂削減目標が立てられたことをきっかけに森林環境税が創設され、2019年から始まりました。

静岡県では、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源の涵養など森の力を回復させる森の力再生事業の財源として森づくり県民税を平成18年度から導入しています。課税期間

を5年間延長して、令和7年度まで課税されます。

この2つが課税されているわけですが、まだまだ町民の目には見えていません。

まず、ここで現在の状況について伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年度森林環境譲与税の使途については、林道青野八木山線の崩落等、損傷箇所の工事をはじめとして、水土保持機能森林整備として、落葉広葉樹への樹種転換等の森林整備、高度公益機能森林である湊地区の松林保護、森林クラウドシステム対応パソコンの購入整備に加えて、昨年度から運用しております自治会を対象とした緩衝帯整備事業補助金制度への活用なども予定しております。

また、静岡県では、森づくり県民税を活用した竹林・広葉樹林等再生整備事業による広葉樹0.95ヘクタールの主伐などが、二條地内で予定されております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 有効に使われているといったところで、現在の森づくり県民税、森林環境譲与税の、特に森林環境譲与税です。その執行率についてどのようになっているか伺います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えします。

令和元年度から森林環境譲与税が始まりまして、今まで合計が5,519万4,000円の収入がございまして、歳出のほうは5,004万8,800円となっておりまして、執行率としては90.7%となっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） かなり本町の場合は、執行率が高いと。全国的には61%、本県35市町で78%となっている中で、本町においては90.7%使っているといったところで、非常に高い執行率だなと思います。

特に、今、全国的に問題になっているのがこの61%という低い数字、この部分で譲与税をプールしてしまうと、基金にため込んでしまうといった事例が多くて問題となっているわけですが、本町が90.7%と非常に高い執行率を持っているといったところで私は安心するんですけども、次の質問で、そういったところを利用してJークレジットについて話を進めていきたいと思います。

まず、Jークレジットとは何かといったところで、省エネルギー設備の導入であるとか、再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理等の取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

Jークレジットは、国と国や企業と企業、地方公共団体の地域版、団体の4つの組織分類されますが、その導入方法などは全て同じです。ここでは地方公共団体について伺います。

地方公共団体は、Jークレジット制度の制度文書に沿って温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する地域版Jークレジット制度の運営を行うことができます。

なお、地域版Jークレジット制度において認証された地域版Jークレジットは、国が認証したJークレジットと同様にJークレジット登録簿で管理されます。

まず初めに、Jークレジットの登録をする必要があるわけですが、登録する意向について伺います。

次に、静岡県におけるカーボンニュートラルに向けた事業の中に、継続事業として森林吸収源対策、吸収源となる健全な森林整備の支援（間伐、または再造林）、令和5年度新規で炭素貯蔵建築物認定制度の運用、非住宅建築物に使用した県産材の炭素貯蔵量を県が認定する制度を創設・運用していくとした事業を予算化しています。このように森林分野においてもJークレジット活用促進に向けて動いています。

当町でJークレジット活用するには、森林計画の見直しも必要になってきます。その点についてはいかがですか。

森林環境譲与税については、2022年に人口割の部分で自民党プロジェクトチームが提言をして、配分率を変更しました。そのため配分金が多少増えました。それと同時に、令和7年まで徴収期間延長され、静岡県の森づくり県民税があります。

この2つを併せ、県の進めるカーボンニュートラルの動きに連動してJークレジットの活用推進はできないでしょうか。

以上が私の質問となります。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の森林面積は、8,580ヘクタールと町の総面積の78%を占めており、このうち杉を主体とした人工林の面積は2,348ヘクタールで、森林面積に占める人工林の割合は28%となっております。

現行におけるJ-クレジット登録に関する規定では、対象となる人工林の面積が小規模であるため、プロジェクト計画書を策定しても登録が承認されないケースがあること、また、仮に承認されたとしても、モニタリングの結果において吸収量が少なく、取引先が決まらない可能性なども考えられ、このため採算が合わないことなどが想定されることから、町単独での登録は困難ではないかと認識をしております。

加えて、J-クレジットについては、登録手続など極めて煩雑で、コスト負担、算定方法など、制度面においても課題もあるとされております。

今後に向けては、より参画しやすい環境となるよう制度改正に期待しつつ、森林吸収系のみならず、排出削減系についても調査・検討継続をしてみたいと考えております。

また、J-クレジットの登録については、原則として森林経営計画の整備が必要であり、あわせて森林整備計画との整合性を図ることが求められていると理解をしております。

森づくり県民税の使途では、荒廃森林の再生とされておりますので、J-クレジット関連費用に充てることはできませんが、森林環境譲与税はJ-クレジットの活用促進のため、プロジェクト計画の登録支援、モニタリング業務、審査費用など、多岐にわたる活用が可能となっております。

一方、静岡県では、J-クレジットの制度の活用促進を図り、認証取得に取り組む市町や林業経営体などに対し、申請書類作成や3次元点群データから樹高を解析する手法の習得を支援するアドバイザーの派遣なども実施しております。

また、県営林でのモデル取得に向けた取組なども始めており、令和5年度には下田市の稲梓県営林を対象としたJ-クレジットプロジェクトの登録を経て、事業効果の検証を実施しておりますので、本町においてもこれら静岡県の検証結果をフィードバックした上で、今後の対応などを検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

今の答弁の中にもあったように、私は一言で森林計画と言ったんですけれども、森林計画の中には森林整備計画、これは町が立てるもの、そしてもう一つが森林経営計画というものが、これが林業事業体が立てるもの、この2つのものがあるわけなんですけれども、そういった中で当町のような特異な山林形態、特に針葉樹の場合は20%、広葉樹が80%といった特異な森林形態をしています。現在のJークレジット制度を見ますと、まず針葉樹をメインとしている部分が多いわけですね。

そういった中で県の取組、森林吸収源としての対策の取組の推進といった中に、森林吸収源の確保、炭素貯蔵庫となる県産材の利用、二酸化炭素の排出削減に寄与する木質バイオマス利用への県産材の供給、それとカーボンクレジットの活用と、これを区分立てて事業として設計をされています。

そういった中で、まず森林整備をするについても、やはりこの当町の特異な森林形態が様々影響を与えている部分があります。また、先ほど森林環境譲与税についても90%の利用率があるわけなんですけれども、それでもやはり予算が少ない。そういった中でなかなか進めていくことができない。県の進める森づくり県民税のほうは山の上を、そして、森林環境譲与税では住宅地の周辺をとといった区分もございます。

そういった中で、二酸化炭素を吸収する木材、これについては、人が一生の間に排出する二酸化炭素、これは木が大体10本分必要です。そうなりますと、当町の人口、現在7,000人ちょっといます。7,000人いたとして70万本の木が必要となります。そういった中で、やはり今の古くなった木、もう切りどきを過ぎた材については、今ここでしっかりと整備をしていかなければならない。そのように思っていますが、町の立てている森林整備計画、この中ではどのように今後のこの町の森林整備計画を練っているかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

今の森林整備計画について、私ちょっと詳しく把握していなくて申し訳ございません。その内容につきましてちょっと精査してまたお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えいたします。

基本的にこのＪークレジットの課題というか、そこの部分はもう議員のご指摘のとおり、また、町長からの答弁にもありましたように、町の特異性といいますか、やはり針葉樹林、それから広葉樹のその比率の問題も特異性というのをおっしゃっておいりましたけれども、全くそのとおりだと思います。

ただ、やっぱり一番の大きな課題、その広葉樹の部分をどうやって吸収をよくするために伐採をしていくかというか、その更新をかけるかというところが一番大きな課題で、それについては農林事務所も含めていろいろと調整をさせてもらっております。また、林業体も入れて、少しでもその収益がプラスされる中で事業が展開できないかというところで、町でも日々一生懸命考えているところでございます。

ですから、少しちょっと、今、早急にこれをやっているよというところは、発表というか、回答する部分というところはちょっと厳しいところがありますけれども、そこのところは一生懸命取り組んでいるという、現状として。そこのところはぜひご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

かなり当町の森林環境だと難しいのかなといったところはあるんですが、以前、私が議員になってすぐの頃、木質バイオマス事業、これについてはかなりのＪークレジットのカーボン削減比率、要はクレジットのポイントの集まる比率の高いものとなると承知をしております。現在のその木質バイオマス計画について、どのように現在なっているかといったところをお聞かせ願います。

○議長（長田美喜彦君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

今現在、木質バイオマス発電の関係については、特にお話もなく、現状何も進んでいないというような状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） 要は、この県の森林吸収源対策の推進の中にも、先ほど読み上げた

中にバイオマスというものが入っています。この中でもまず未利用資源としての木質バイオマスへの活用、そこから発生する電力、そういったものの循環を促していくということがＪークレジットのポイントへ結びついていく。それをうまく循環させながら、今後、資金としてうまく予算化をしていけるような施策が組んでいけると、このＪークレジットのポイントの活用、そういったことにつながってくるのかなというふうに思います。

このカーボンニュートラルの実現に向けてのこのカーボンクレジットの制度の中には、農業分野であり、森林分野であり、海洋、それと中小企業、企業間の連携とか様々あるわけですが、今日はこの森林分野についての質問をさせていただきました。

今後、さらなるこの当町の荒廃森林の整備に向けた取組を実施していってもらいたいと思いますが、その辺について町長はどのように、今、お考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

期待をしていたバイオマス発電が頓挫しましたというか、白紙撤回になって、これが大変残念なところですが、今、やはり議員がおっしゃられた荒廃森林、伐期を過ぎた木をいかに切っていくかということ。ただ、お金にならない木なので、切るにもかなり町のほうで税をつぎ込まなくてはいけないという現状ですが、県内の他自治体と、それから民間企業との中で、例えば道路の支障木ですとか、そういうもうお金にならない木を、それを資源化しようということで、担当の職員もその自治体のほうに行って勉強させてもらったりとかさせていただきました。

その結果はまだ出ていないですが、それが形になればかなり森林の整備が進むのかなというところですので、そちらのほうも進めてまいりたいと考えております。それがもし実現できるようになりますと、そのお金にならない木が、買い取っていただけるというところもありますので期待したいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ちょっと難しい問題ではありますが、今後、例えば下田市、賀茂郡、田方郡、それと函南、伊豆半島３つの分類に分けて広域でこのＪークレジットの獲得に向けての動きとい

うものを出していくと、今後さらに進んでいくのではないのかなというふうに思います。また、そういったところは県のセミナーもかなり開催をしておるようですので、ぜひとも町長をはじめとして職員一丸となって、少しでもこの町の環境整備に寄与できるような方向に進めていってもらいたい、そのように思います。

これで、このJークレジットについては、質問を終わります。

次に、夏の観光についてということで質問をいたします。

観光は、滞在時間が短く、地域経済への貢献も限定的ですし、時代のニーズも合わなくなっており、廃屋になっている大型の宿泊施設が各地で見られます。観光がうまく回らなくなっていく中で、地域社会や国立公園にとってよい観光の形を一緒につくっていかなければなりません。

そこで、風景を見るだけの観光から、自然を体験し、歴史や文化に触れて感動が得られる観光へアップデートしようと、環境省で国立公園満喫プロジェクトが始まりました。国立公園の多様な魅力を感じてもらうことで、その地域に滞在する時間が延びたり、訪れる場所が増えて地域経済が潤うことを目指しています。

サステイナブルやカーボンニュートラルという点では、旅館の電気を再生可能エネルギーで賄ったり、温泉熱を暖房に活用したり、プラスチックやペットボトルを極力減らし、飲食店や宿泊施設などで使う食材を地元で取れたものにして地産地消を進めることも大事だと考えています。そうすることでお金が地域に循環して、地域にとって効果の高い経済活動になっていきます。

全国8か所の国立公園を選定してモデル構築をしていました。2022年から行っていた事業です。

本年7月19日、岸田総理が、方針を総理官邸で開かれた観光立国推進閣僚会議で表明された。国立公園制度が始まって100周年を迎える2031年度までに、全国35か所の国立公園の全てを対象に、「世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による魅力向上事業を実施してください。」と閣僚たちに指示をいたしました。日本を訪れる外国人観光客の地方滞在を後押しするのが目的です。

地方でここ数年の夏の観光は、天候不順や新型コロナウイルスなどの影響などから海離れが進んでいます。これについては今に始まったことではなく、かなり前からそういった現象が表れていました。今年は天候はとてもよく、台風の接近もなかったわけですが、夏の観光事業者には話を伺うと、昨年よりも少ないとの声が多いのが現状です。

先ほどの町長の行政報告の中にもあったとおりで、昨年よりは多い、だけれども例年よりは少ないといった現状がございます。また、オリンピックの年は少ないと言われていますが、今年は高温の影響もあるかと思います。

まず、これからの夏の観光対策はどのように考えていくか伺います。

次に、国立公園満喫プログラムについて伺います。

海離れが進む中で、スキューバダイビングやシュノーケリングといったアクティビティーがほかの地域では大変盛んです。町内では湊地区のダイビングショップやヒリゾ浜や落居地区でシュノーケリングが人気があります。そのようなアクティビティーを、他地区へ波及させることも必要ではないでしょうか。そのような考えはないか伺います。

また、日本の観光発信力は、文化的な部分が多く、自然の魅力発信不足は否めない。当町のような自然豊かなまちは、自然をアピールしていく必要があります。自然を情報発信していく考えはないか伺います。

円安の影響で訪日外国人客が増加しております。外国人の旅行者は長期滞在する場合があります。自然豊かな国立公園を軸とした地方創生はできないか伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今夏の町内観光施設等の入り込み状況については、行政報告で述べさせていただいたとおりでありまして、昨年以上に厳しい状況でございました。

その原因は、議員ご指摘の海離れや熱中症警戒による外出控え、今年度に限りますと、南海トラフ地震臨時情報の発表による過度な自粛や、神奈川県西部での地震、台風7号の接近など自然事象が挙げられますが、近年の全国的な海離れ、海水浴離れは、年々増加傾向にあると思われ、今後においてもその傾向は続くものと思料いたします。

このような現状を踏まえますと、本町の夏の観光メニューも今までの単純な海水浴にとどまらず、新たな付加価値を見いだすことにより他地域との差別化を図ることや、海水浴とは全く別の夏のレジャー企画を売りにするなど、抜本的な見直しが必要になってきているのではないかと考えます。

現時点で具体的な新企画や腹案等はありませんが、官民諸団体で連携して協議、検討を重ねた中で、南伊豆らしい新たな夏の観光メニューが確立できればと考えております。

世界中にも愛好者を有するマリンスポーツ、スキューバダイビングなどは、神子元周辺に

世界でも有数のハンマーヘッドシャークのポイントがあり、近年では日本人のみならず、外国人も多数訪れるほどの人気スポットとなっております。

また、シュノーケリングについても、今や伊豆を代表する観光スポットとなった中木「ヒリゾ浜」や妻良「谷川浜」、SNSでも最近じりじりと人気に火のついてきた落居海岸などもあります。

町内においては、このような人気スポットとなり得る高いポテンシャルを持ちながら、まだ埋もれている素材も多数あると思われますので、これら利活用の可能性を探り、質の高い効果的な情報発信の在り方など、鋭意検討してまいりたいと考えております。

町内外においても情報通である黒田議員におかれましては、有益な情報等ございましたらぜひともご提供いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、本町における観光に関わる情報発信については、伊勢海老まつりや、みなみの桜と菜の花まつりなどをはじめとする大型イベント情報に加え、夏の海水浴シーズンに係るPRなどが主なものとなっております。このほかでは、美しい伊豆創造センターを中心にユネスコ世界ジオパークの認定を受けた伊豆半島ジオパークなどを核とした展開となっております。

夏の観光であれば、伊豆半島はどこも海水浴オンリーで、夜には観光花火などが定番であります。が、特色あるオンリーワンの地域性を生かしたジオサイトや、富士箱根伊豆国立公園に属する本町の雄大な大自然をアピールすることが極めて重要であると認識しておりますので、時代が求める効果的な情報発信の在り方なども含め、検討してまいりたいと思います。

第三次安倍内閣において、平成27年11月に発足した明日の日本を支える観光ビジョン構想会議では、翌年3月に明日の日本を支える観光ビジョンを取りまとめております。

この観光ビジョンは、観光先進国への3つの視点と10の改革を掲げており、視点の1では、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」として、国立公園を世界水準のナショナルパークへとする改革目標などが、視点の2では、「観光産業を改革し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」として、疲弊した温泉街や地方都市を未来発想の経営で再生・活性化するための改革目標などが、視点3では、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」として、地方創生回廊を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現とする改革目標などが盛り込まれております。

この観光ビジョンの公表を受けて環境省では、令和2年8月に国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針を取りまとめ、各公園に設置された地域協議会において、それぞれの国立公園におけるステップアッププログラム2025を策定しております。

本町を含む富士箱根伊豆国立公園は、国立公園満喫プロジェクトに先行的、集中的な取組を行う8公園に準じる公園として位置づけられており、富士箱根伊豆国立公園ステップアッププログラム2025は、まず、富士山麓エリア及び箱根エリアで設置された地域協議会により策定されており、伊豆半島エリア、伊豆諸島エリアは今後取りまとめを行うこととしていることから、地域協議会による具体的な方針については現時点で示されておりませんが、今後において具体的な方針を検討し、同方針に沿って取組を進めていくこととなります。

なお、現時点で取りまとめられているステップアッププログラム2025では、具体的な取組として、宿泊や滞在時間の増加につながるコンテンツの開発強化と情報発信など地方創生に関わる事業も盛り込まれていることから、今後、検討が進められる伊豆半島エリアにおいても、国立公園を活用した地方創生の推進につながる取組が計画されるものと考えており、本町といたしましても、同方針に沿って国立公園を活用した地方創生の取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

まず、スキューバダイビングであるとか、シュノーケリングの部分なんですけれども、スキューバダイビングについては何らかのやはり資格が必要であると、そういったところでまた船も利用しなければならない。当町のダイビング事業者のところは、伊東の富戸であるとか、沼津の大瀬崎であるとか、ああいったところと比べるとやはり来遊数は少ないんじゃないのかというふうに思います。

その反面、手軽にできるのが、このシュノーケリングでございます。シュノーケリングであればどこでもできる。ただ、自分たちが若いときには、いろんな海産物を取ってしまうといったおそれがあったために、どこの地区でもシュノーケリングを許可をしとくれなかったといったところもあります。そういった中で、今現在は、海洋海産物もかなり磯枯れ等々の影響で少なくなっている。その反面、酸化現象です。珊瑚は多くなってきているといった中で、そういった海の中を手軽に楽しんでもらえるのがシュノーケリングではないかというふうに思います。

少しでもそういったところの活用を、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、他地区とこれから協議をしていかなければならない問題であるといった中で、今現在、幾らかそう

いった協議会の設立であるとか、そこら辺について話をしているのかお伺いをします。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

今現在、そういう形での協議会等、立ち上げて検討しているという状況は、今のところまだございません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひに、少しでもこの当町の海岸地区が全体的に潤うような方向で、もう一度夏の観光については考えていってもらいたいというふうに思います。

また、先ほど自分が言ったんですけれども、国立公園満喫プロジェクトについてなんですけれども、この国立公園満喫プロジェクトについては、地方環境事務所、または都道府県、市町村へと、環境省から直轄交付金としてお金が来ます。それを民間企業等が一般競争入札で落札をすると。

まだ、拙速な考えかもしれませんが、ここで共立湊病院跡地、これについて、ここへ国立公園満喫プロジェクトを利用した宿泊施設なり、何かの施設を建てて管理、運営をしてもらうと。それに伴って湊の逢ヶ浜から伊浜、高通山までの南伊豆歩道、これを再整備をしてもらう。それと併せてビジターセンターを造り、またキャンプ場も造り、様々な方向でこの富士箱根伊豆国立公園を利用してもらう。その拠点に旧共立湊病院跡地をうまく活用できないかといったことを私なりに考えているんですが、その辺について町長として今どのように考えているかお伺いをします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

来月いっぱいをめどに、今、共立病院の建物が解体がなされて、大体来月いっばいで工事完了かなというところまで来ました。これからその土地をどのようにするか、そして、南伊豆町にある土地ですから、南伊豆町としてどういうふうに考えるかということも、今後、考えていかなくてはいけないのかなというところの中で、一つの案としてそれも参考にさせていただきたいなと思います。

富士箱根伊豆国立公園という国立公園となっているわけですがけれども、あまり国立公園に住んでいるという意識が私たちもちょっとあまりない部分があつて、もうちょっと国立公園なら、県をはじめ国のほうも、環境省のほうも、もうちょっと整備をしていただけたら有り難いというのは、常日頃、関係者には訴えているところですがけれども、成田空港に行くと、ナショナルパークとでかい看板があるんです。やはり外国の方は、日本のナショナルパークをすごく興味を持って来られるので、ナショナルパークということをやはりこれから美しい伊豆創造センターなどを通じてちょっともっと、ジオパークも大事ですがけれども、全体がナショナルパークなんだということも大きくセールスしていくのはいいことだと思いますので、その辺も含めていろいろと、自然に特化したというわけだけでもなく、病院跡地もいろいろ考えながら、ナショナルパーク構想というのをどんどん進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

世界経済フォーラムデータによると、観光競争力、文化資源が第４位、自然資源が第２６位です、この日本は。訪日外国人消費動向調査というものがあつて、環境省がやっているものなんですけれども、その中では、次の訪日でしたいことは自然・景勝地観光、これが第２位なんです。つまり先ほど町長が言われたように、自分たちは国立公園、ナショナルパークに住んでいるという自覚はないけれども、外から見た目ではかなり魅力ある地域であると。そこをどのように活性化していくか。そういったことがこれからの通年を通した観光というものを考えたときには、非常に必要になってくるということではないかというふうに私は思います。ぜひとも今後も検討していただきたいと思います。

次の質問にいきます。

新型mRNA（レプリコン）ワクチンについてということで、2023年11月、海外で開発されたレプリコンワクチンと呼ばれる新型コロナウイルスに対する新しいタイプのメッセンジャーRNAワクチンが、28日、国内で承認されました。申請した製薬会社は、今後、変異ウイルスに対応したワクチンを開発した上で、来年の秋や冬の接種を目指すとしています。23年の記事ですので、今年の10月からこれが実施をされていくと。従来型のコロナウイルスに対するレプリコンワクチンと呼ばれるタイプのワクチンで、このワクチンは海外で開発され

たもので、接種した新型コロナウイルスのメッセンジャーRNAが体内で複製される新たな技術を使っているため、少量で効果が長続きするということです。

簡単に言いますと、自己増殖型のレプリコンといいまして、遺伝子そのものが自分でどんどん増えていくという新しいワクチンです。野生動物にもし疫病などがあった場合に、対処する一つの方法として、全ての動物に対処するのは大変ですので、1匹だけ何か薬を与え、その接種された1匹が群れに戻った場合、その群れ全体にその反応が移るというような着想から来たのが、このレプリコンワクチンです。よくゴキブリの忌避剤等に使われるものです。と同じ考えです。ゴキブリを駆除するために1匹のゴキブリに餌を与え、その中に薬を混ぜ、巣に戻った瞬間に体内から放出され、周りに広がっていくといったものです。

今現在、日本ではあまり報道されておりませんが、このコロナワクチンの被害に関する論文、または、危険性というものが、論文が3,000件以上発表されている状態です。そして、この10月から導入されるレプリコンワクチンに関しましても、世界では行っておりません。これは日本とイスラエルだけというふうに伺っております。このように世界から見ても危険性があるものというふうに捉えているものを、日本はどんどん独自で進めているワクチンであります。

国、または、県から何らかの指示はあったのか、まず伺います。

次に、レプリコンワクチンの危険性があるのか伺いをします。

次に、このワクチンを接種されて、ご家族が、ある日突然その家族をなくされた遺族の方々ですとか、現在もその健康被害に悩まれている方が、実はかなり多くいらっしゃいます。命に関わる重要な情報を知らされていなかったがゆえに、今もなお、やり場のない悲しみ、そして、また苦しみと闘っておられる方々がおるということを、ぜひ町長にも知っていただいて、このレプリコン、国が進めているものを国がオーケーと言ったからオーケーではなく、ちゃんと町としてもこれは大丈夫なのかと、町としてはどのようなリスクがあるのだろうか、どのようなことを町民に対して責任を持って提示できるのだろうかとか、命を守るためにもしっかりとした状況で、重要な情報を町民に分かる方法で発信していく考えはあるか、伺いをします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナワクチンの予防接種については、令和6年度から季節性インフルエンザと同様

に、年1回、秋・冬に高齢者等を対象とした定期接種によって実施する予定であります。

令和6年6月21日実施された定期接種に係る第1回自治体説明会において、接種時期や接種回数、使用ワクチンに関する案などが示されましたが、具体的な規定の整備などは8月以降になる見込みとのことでありました。また、使用するワクチンは、最新のWHO推奨株を用いることを基本としており、国の審議会推奨事項「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと。」に対するワクチンとして薬事承認を受けたものの説明がありました。

この推奨事項が示されたことを受けて、現在、各ワクチンメーカーが薬事対応を進めている最中であり、どのメーカーの、どのワクチンを使用するかなどは、現時点では示されていない状況にあります。

本年6月の参議院本会議におけるレプリコンワクチンの安全性に関する質疑においては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書において、疲労、筋肉痛、頭痛等の全身性の症状など、有害事象の報告も勘案した上で、初回免疫臨床試験において本剤群で認められた有害事象は、既承認RNAワクチンとおおむね同様であり、追加免疫の臨床試験においても、対照薬コミナティとの比較では、有害事象の種類及び発現割合に大きな差異は認められていない。

また、多くが軽度、または中等度の有害事象であったこと、年齢による安全性プロファイルの差異は認められなかったことなどから、18歳以上の者における本剤の安全性については、忍容可能と判断した。

注目すべき有害事象のうち、本剤接種後に発現が認められたショック・アナフィラキシー関連有害事象については、いずれも軽度、または中等度の過敏症であり、忍容可能である。

本剤は、レプリコンワクチンを含むRNAワクチンであるが、有害事象の発現時期及び持続期間については、対象に比し、遅延する等の明確な差異は認められていないと評価されている。

その上で、令和5年11月27日の薬事・食品衛生審議会（医薬品第二部会）において、審査報告書の内容も踏まえて審議が行われ、レプリコンワクチン「コスタイベ」を承認して差し支えないとされたことを受け、同月28日に厚生労働大臣が承認したものであります。」と答弁がなされており、多くの有識者が審議した結果、安全性が認められているものと認識しております。

また、議員ご指摘の、接種された1匹からその群れ全体にその反応が移るとする事象につ

いては、国の答弁においても「ワクチン被接種者から当該ワクチンの接種により生産された物質等が拡散され、他の者に影響を与える事象と解すれば、当該事象に生じるとの科学的知見は、現時点ではないとの見解であり、コストাবেについては当該事象が生ずるとの科学的知見は現時点ではないことから、使用を中止すべきとは考えていない。」との答弁でありました。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチンの定期接種については、国で定める予防接種法に基づくものでありますので、国の責任において国民に説明すべきものと認識しております。

当該ワクチンの定期接種の実施においては、令和6年6月21日に実施された第1回自治体説明会において、接種時期や接種回数、使用ワクチンに関する案が示されましたが、今後の定期接種の開始に向けて、より具体的な実施手法などが示されることから、引き続き情報収集に努めながら、町ホームページや定期接種に係る個別通知などをもって、迅速かつ適切な情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今、インターネット上では、かなり危険を指摘する病院等々があります。このレプリコン、Meiji Seika ファルマが製造したものについては、これを接種している患者については当院に来院しないでくださいと、そういったビラまでも貼り出されている病院があります。

先ほども言いましたけれども、国が大丈夫だから、県が大丈夫だからと言ったからといって、それを予防接種としてあまり推奨していると、後々大変なことになってしまうんじゃないのかなと。国のほうも、そこら辺をかなり国会議員も質問している部分もあります。そういった中で当町としても、ぜひ、町民の安心・安全な生活を守るためにも、しっかりと精査をしてもらいたい。そのように思って、時間ですのでこれで私の質問は終了します。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大 年 美 文 君

○議長（長田美喜彦君） 3番議員、大年美文君の質問を許可します。

大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それでは、令和6年9月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

私、まず初めに、本年度の配備の防災備品の現況についてお聞きします。

冒頭、議長の挨拶の中にも、この8月8日に日向灘を中心に地震がありました。最大震度6弱というかなり大きな地震でした。また、翌日には南海トラフの地震情報、これが発表されて、翌々日の8月9日には神奈川県で、これもまたマグニチュード5.3、最大震度5弱の地震が発生しました。それから、12日には岩手県の大船渡市付近、ここに台風が上陸して、今回の台風10号は8月29日に鹿児島県に上陸して、本当に全国に甚大な被害を及ぼしたわけです。改めまして、被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そこで、冒頭お話ししました本年度の防災備品の配備状況についてお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和6年度において新たに配備した防災備品は、避難所用スポットクーラー12台であります。

このほか10月末に救護所用トリアージシートが2セット、12月末に遺体保存袋20袋のほか、防災テント5張りの配備を予定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私が今回、6月の定例会でもちょっとお話をさせてもらいましたスポットクーラーについて、町のホームページの中で入札の状況を見させてもらいました。5月16日に入札が執行されて5件の事業者による入札ということで、1名辞退されたというような入札結果でした。

担当にお伺いしますけれども、スポットクーラー、非常に私のイメージでは大きな音がするんじゃないかという、すごくイメージがあるんです。5月16日にもう入札されているので、ものの自体はもう配備されていますか、お伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

このスポットクーラーにつきましては、もう納品のほうも済んでおりまして、実際、この庁舎の中でも熱を大変帯びているところについて、今、使用しております。またこの台風といえますか、夏場の学童のところでも熱中症対策ということで使用しておりまして、音については多少は耳にかかるかなという程度で、通常の生活の中では気にならない程度と理解しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさにこの暑さも、今、災害ですので、どのぐらいの数があれば体育館を全部冷やすことができるのかはちょっと未知数ですけれども、1か所の、例えば本当に具合が悪くなった方々を、例えば更衣室に設置して、その部屋だけは涼しい環境ということとはできると思います。今、高校野球でも5回でしたか、終わると、要するにそういう涼しい部屋に選手が入って体冷やしたりしているようにしていますよね。そういうわけで、体育館全体を冷やせればいいんですけれども、なかなかその1台であの大きな体育館を冷やすことは、結構台数も要って、私、この音がしないにしても、やっぱり相当するんじゃないかなという感じがするんです。

このスポットクーラーについて、電源についてはどんな具合ですか、教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

電源につきましては、通常の電源、ACのところで十分賄える出力にはなっております。
以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今回の台風でも、南伊豆町も含めて多くのところで避難所の開設してもらったということで、大変早い対応をしていただいたなと思っておりますので、そういうときに電気が生きているならば、そういうところでも活用して、今回、役場のほうで避難された方、いたかどうかちょっと分からないんですけども、体育館のところで避難した場合にも、電気さえ生きていれば、こういう暑いときですので十分活用してもらいたいと思います。

それから、今後たくさんあるでしょうけれども、今後こういう風水害、各地で起こっている風水害も含めて、今後こういうものを配備したいなという考え、事務局のほうに何かありますか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

具体的な形でいきますと、まだまだ避難している中でプライベートの確保的なところで、もう少し間仕切りのテント等のところは配備したいなというところは思っておりますが、これについては、また近隣の自治体の配備状況や、防災関係者、または女性の方からの意見等を踏まえた中で配備計画等立てていければと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 本当に今出ましたテント、能登半島ですかね、能登で見た感じの、体育館でこうやっていた。非常に賛成です。そんなのはほかの市町の配備状況なんか関係ないですよ。南伊豆町がこれは必要だとあれば、それは配備すべきですよ。そんなのは近隣が配備していないから配備しません、そんなことは要らないです。我が町が、避難してくる町民の方を安全に過ごせる場所でテントが必要ならば、それは配備する必要がありますので、ぜひ検討してもらいたい。そのように思います。

それから、私、ご提案ですけれども、私、そういうものがあるかどうか分からないですけども、簡易式の車椅子、こんなのがあれば、例えば発災した、車椅子に乗って逃げるわけじゃないですね、私が言っているのは。避難所、避難地で介助する方がどうしても必要になりますので、介助する、補助してくれる人の負担の軽減、そういう意味でもやっぱりこの避

難所には、もう簡易式で構わないんで、この車椅子というのがあれば非常に負担の多少軽減になるんじゃないかと私は考えるんですけども、その辺の考えはどうか。もし、簡易式な車椅子というのがあるかどうか、ちょっと申し訳ない、私も調べていないんで分からないんですけども、その辺はどうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

今、議員のほうから車椅子、こちらについては、申し訳ありません、今のところ用意のほうはございませんし、用意するという、配備するといった形のものにも、リストにも入っておりませんでした。参考にさせていただきながら。

ただ、通常の手椅子ですと、使用していない中でもパンク等も、空気が漏れてといった形も出てこようかと思っておりますので、そちらについてはまた、ちょっとあるかないか分かりませんが、ノーパンクタイヤみたいな形のものがあれば、そちらのほうまたどのくらいの台数が必要になるかという形も検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 備品はどんなものでもあればいいもので、なかなかこれを整備したいというのを迷うところだと思います。

私もこうやって、こんなものを配備したらどうかというご提案をしているんですが、この備品の保管場所、これについて、私の記憶の中では差田の倉庫があるんですけども、あれも年数がたって所狭しというようなことがあるんじゃないかと思うんですが、その辺の現況はいかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

今、申されたとおり、大きい倉庫としては差田に備蓄倉庫として用意させていただいております。そのほか各小中学校ないし避難所となるべくところには、町の防災倉庫という形のものです。備品等は保管しておるところですが、もうこちらのほうも許容的なところで大分厳しいところが出てきております。なので、今入っているものの中の精査を踏まえた形で、プラスで、必要であればまた防災倉庫のほうの購入のほうも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私が携わらせていただく頃には、非常食についても8万食を確保しなさいよとか、そういう関係で本当に膨大な量でした。年数もたっていますんで。ものは買ったはいけれども置くところがないよというんじゃ、これはもう話にならないものですから、そういう確保場所の確保と、倉庫と、それから、いざ有事のときというのは、もう高ぶっていますので、やっぱり取り出しやすく、そういうものを造らないと、現地でがちゃがちゃやって話にならないもので、やっぱりそういうことを踏まえて、防災倉庫だけじゃなくて、いろんな保管の方法も今後考えていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

公の施設の防犯対策についてということで、またちょっと申し訳ない、タイトルが大き過ぎて。公の施設というと、この役場を含めて、例えばですけれども水道の施設、清掃の施設、道の駅、学校関係、それから学校関係になりますと教育施設、それから健康福祉センターとか、公の施設はかなりあるんですが、このあたりの防犯対策、これについての現況についてお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公の施設については、その性質や状況に応じた防犯対策を講じており、保管されている財産や個人情報、夜間における緊急対応の有無等により、その実施体制を整えております。

代表的な施設事例を申し上げますと、役場庁舎については、警備員による夜間施設内巡回に加え、防犯カメラによる敷地内監視を行っており、図書館、観光交流館、銀の湯会館をはじめとする9施設については、防犯警備業務について警備会社との委託契約を結ぶなど、施設ごとに必要とされる対策を講じていると認識しております。

以上です。

引き続き、認定こども園では、危機管理マニュアルに基づき防犯対策を実施しており、不審者対応として、職員・園児たちの間で共有する合言葉を使った避難対応などについて、園全体では年2回、4・5歳児にはさらに2回の講話を実施しております。

また、職員には、下田警察署生活安全課職員による講話を年1回、このほか下田警察署の協力による訓練を、本年度は秋に実施すべく調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 公の施設ということで、私、ちょっと役場に防犯カメラがあるというのをちょっと知らなかったんですけども、役場の防犯カメラというのはどこについているんですか。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。

役場の防犯カメラにつきましては、庁舎内ではなく、役場敷地です。駐車場を中心としたところを映せるような防犯カメラを現在設置しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） もちろん敷地の中も大事ですけども、やっぱりこの公の施設、特にこの役場、町の中枢中の中枢で非常に膨大な資料もありますし、そういう意味では敷地外でなくても、私は敷地内、これにも防犯カメラの設置、何かあったら大変なことになりますので、それも、これで犯罪が防げるとはこれっぽっちも思っていない。一つの抑止、抑止の意味では、やっぱり防犯カメラ、こういう時代ですので。

よく警察の方とお話しすると、田舎に行けば田舎に行くほど防犯カメラの台数が少ないと言います。それは設備投資の面でもなかなか容易じゃないところもあるでしょうから、そう簡単に、都会ほど道路に、交差点ごとにカメラがあるようなというようなことはちょっと無理だと思えますけれども、やっぱりこうやって公の施設については、経費的なものは当然かかるでしょうけれども、水道施設にしても何かあったら大変な施設ですよね。命の水をつくっているところですので。そういうところへの防犯カメラ等の設置の考えというのはありませんか。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。

まず、賀茂地区1市5町の庁舎に関する防犯カメラ設置状況についてお話しさせていただきます。

賀茂地区の自治体の庁舎における防犯カメラの設置状況でありますけれども、録画機能つ

きの防犯カメラを設置しているのが、松崎町、河津町、そして東伊豆町となっております。
録画機能なしの防犯カメラ、いわゆる監視カメラ的なものが西伊豆町、設置をしております
るのが本町と下田市となっております。

その仕様につきましては、ドライブレコーダーみたいな簡易的なものを含めまして、その
ほか、うちの駐車場などは、複数台のカメラを専用端末で管理できるようなタイプになって
おりまして、その費用については十数万円から80万円程度と、様々ということになっており
ます。

議員ご指摘のとおり、役場庁舎内においては来訪者ですとか、職員、そして保管する個人
情報等々の取扱いの観点からも、防犯カメラの設置は必要、重要と、そのように考えており
ます。

その他の施設においても、その必要性や緊急性のほうは異なりますけれども、こども園で
ありますとか、小中学校、人が集まる施設への防犯カメラの設置は庁舎同様に重要であると
考えておりまして、防犯カメラは、先ほど議員おっしゃられたとおり、その存在自体が犯罪
抑止にもつながっていくということでございますので、防犯対策に有効であるその防犯カメ
ラの導入に向けた調査、検討をすべき事項であると考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ぜひ、何度も申し上げますが、このカメラを設置したからといって犯
罪がなくなるとか、そういうのは本当に思っておりません。ただ、本当に抑止という意味で
は、あそこにカメラがあるぞということになれば、少しは抑止になっているんじゃないかな
と思いますので、よろしく検討してください。

それから、小中学校の庁舎についてちょっとお伺いしますが、私の頭にある限りは、小中
学校の、今、案内にもありましたけれども、防犯対策、これについてはカメラ等を設置して
いないところが多々あるんですけれども、その辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、学校のほうは防犯カメラはまだどこも設置できておりませ
ん。ただ、小中学校におきましては、学校保健安全法に基づき、各学校で危機管理マニユ
アルを作成しておりまして、毎年、マニュアルの確認及びマニュアルに基づく訓練をいたして

おります。

防犯対策におきましては、日頃から学校敷地内の出入口は開放する場所を限定していますし、万が一、不審者が侵入した場合は、教職員が臨機応変に対応できるよう、職員会議等で共通理解を図っているところです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 本来、小中学校の施設については、本来は不特定多数の人間が出入りする場所じゃないんです。私の個人的な考えです。特定多数だったら分かるんですけども、不特定多数の人間が立ち入れるような施設じゃないとは思っております。

しかし、最近このところの事件というのは、何か世間的にも少なくなってきました。ただし、こういう事件を起こすやからは、大体が誰でもよかったと言うんです、捕まった後に。誰でもよかったと。全然違います、私に言わせれば。自分より弱そうであれば誰でもよかった。この世界だと思うんですよ。そういう意味でも、やはり弱いというとなると、やっぱり子供。これはやっぱり本当に、幸いにも南伊豆町においてはそういう事例がありません。これはいいことです。とてもいいことなんですけれども、しかし、これはあってからじゃ遅いんです。ですから、こういうやっぱり学校の施設についても防犯対策。それは、先生方がいろんな勉強されるのも大事でしょうけれども、やっぱり子供は守るというのは、これは相当のもう覚悟が要りますから、こういう事案があったときには。

そういう意味でも、まさにこの防犯カメラ等、抑止できれば、そう言っては申し訳ないですけども、安いものじゃないかなと思うところですが、教育長、どう思われますか、その防犯カメラの設置については。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

もちろん抑止力に効果があることというのは、いろんな面でやりたいことは、もう正直なところそうです。ただ、2001年の池田小事件というのがございました。このときは私も現職だったわけですけども、大変みんな、教職員も身を挺して子供を守ったわけですけども、その教職員も命を落としてしまった方がいます。このときからは、ずっと私どもも、訓練ってさっき申し上げましたけれども、子供を守る訓練、自分の身を挺してでも守るという姿勢を培っています。

学校にはさすまたというのが必ず置かれていますが、さすまたの使い方って意外と知らなかったんです、それまでは。だけど、今はさすまたも非常に機能的なもの、軽いもので、相手に先端をつかまれてもこっちのほうが入るものに替わってきていますので、そういった訓練もやっていますので、やっている状況ですので、抑止につながる、カメラもそうですけれども抑止につながるものがあれば、学校は進んでそれを取り入れたいというのが本音です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 事件を起こす連中は、よしあしが分からない割には準備は周到なんですね、こいつらは。ですからそれを、本来は大人の目がたくさんあって、守ってやれば一番いいことなんですけれども、当然子供も少なくなると。当然人口も減ってくるんで、その目の数も減っているんですね。これは当然です。

それを一つの道具として防犯カメラ設置してあるよということになると、やっぱり非常に強い、私、抑止になると思うんで、今後、その辺はあれですかね、町長。非常に私の子供とか孫の、まだいないんですけれども、孫を安全に、例えば学校に通わせる。学校の中で生活できるという環境は我々がつくらなければ、我々がつくらなければいけないことだと私は思うんですけれども、町長、どうですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。それは当然行政の責任でもあると思います。学校内もそうですけれども、通学路を含めて、いろんな形での犯罪の抑止力になるものというのはやっぱり取り組んでいかななくてはいけないと思いますので、今後いろんな場面を想定しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ありがとうございます。

今、町長の中で通学路みたいな話も出ました。私のその後にちょっと、中学校統合による

動線の変化。これ、どういう言葉がいいのか文言はちょっと迷ったんですけども、動線の変化というのは当然、大きな学校になりますので、今まで例えば南崎のほうから通ってきた子と青市のほうから通ってくる子。今度、下賀茂のほうから通ってくる子、ここの動きがプラスされてくるわけですね。

現在も多少は日野の先のほうにもしか通学している子は、その動線あろうと思うんですけども、今度、下賀茂のほうから来る動線、これもすごく人数が増えてくると思うんですね。これについて犯罪だけじゃなくて交通事故の抑止、これも今度、非常に今、町長が通学路とか通路も大事だと。まさしくそのとおりで、私、設置できるものなら学校側からバス停方面を監視カメラで監視するというようなことも必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、この動線の変化について教育長はどう思われますか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校統合において通学手段及び通学方法は重要な事項と捉えております。まず、バス通学者についてですが、現南伊豆中学校学区からの通学者が70人前後想定されているため、安全に乗り降りできるよう学校敷地内での乗降ができないか、バス事業者、役場関係課と方策を模索しているところです。あわせて、徒歩及び自転車での通学者も増えるため、通学路の安全点検をした上で必要な対策を講じる予定でおります。

統合により生徒及び保護者の負担がかからないよう、安全対策に係る必要経費を新年度予算で計上させていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 何度もお聞きしますけれども、やっぱり道路に関する交通事故の抑止にもやっぱり防犯カメラって大事なと思うんですけども、その辺をちょっとお聞きしたかったんですけども、教育長、防犯カメラの設置についてはどう思われます。私は南伊豆東小学校のグラウンドのほうから、例えば下賀茂のほうの停留所、これを監視するあたりは可能じゃないかと思うんですけども、いろいろな手法があるかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

あればというか、それはあるにこしたことはないと思うんですけども、そうすると範囲はそこだけでいいのかということにもなります。下賀茂のバス停もそうですし、それから石廊崎のほうもそうです。といったことを考えてみますと、かなりのやはり、額の問題じゃないと議員おっしゃいますが、それでもかなりの額がかかってしまうことから、やはりできる防犯は自分たちも考えていきたいというところです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさにそのとおりで費用もかかりますので、これ全部の交差点につけるなんてことは毛頭考えておりません。ただ、今度動きが変わる。今までの南東中と令和8年度ですか、これからの中学校では動きが変わるという面では、やっぱり人の交流も当然変わってくるでしょうし、雨の日の当然保護者さんの送り迎え。雨の日、車で送ってくる方も中にはいるでしょう。その車の配車方法、今後いろいろな課題が出てくると思うんですね。一つずつ解決、防犯カメラのことも一つの問題なんですけれども、今後は送り迎えのことも十分考えられるとは思いますが、今後検討していかなければならないことなのかなと思いますので、よろしくお願いします。

これ、ちょっと質問の内容と違うんですが、防犯対策というわけじゃないんですけども、弓ヶ浜のライフセーバーの皆さん。私、手石に住んでいますので、毎日10時頃ですか、声をかけているんですね、遊泳客に。その中には津波避難タワーの案内、海から見て左側の松林の中ですと、丁寧に毎日案内しているんですね。本当にたのもしいなって思うのと、また一つ、南伊豆の観光施設みなと湯さん。このあたりの宣伝とか銀の湯の宣伝等も本当に丁寧にっていて頭下がるなという。

これ、ちょっと一般質問とは関係ない話です。こういうことがあったんで、私も毎日聞くんですけども、決して耳障りにはならないです。本当に丁寧な声で案内をしてくれている、本当に優秀だなと思います。こういうライフセーバーがいれば弓ヶ浜、安全なのかなという気がしました。これは余談です。

続いて、3つ目の質問としてデジタル田園都市国家構想交付金を活用した取り組み及び自治体DXの推進事業の現況についてお伺いします。

改めてすごい言葉だなと、デジタル田園都市国家構想、すごい言葉だなと思うんですけども、いずれの事業も令和6年度当初予算主要事業の説明資料、これの中に入っているわけ

ですね。

まずは、町長のデジタル田園都市国家構想事業への思い入れ、それから特にリーダーとしてどういう先導をしているのか、今。その辺をまずお伺いするとともに、3つ目に質問をしているんですけれども、多様なライフスタイルが集う新たな地域コミュニティ創生モデル、これ横展開と読むのかな。横展開事業の3年目だそうです。この1年目、2年目との変化、これについて簡潔で結構です。詳細については事務方にお伺いしますので、町長の思い入れ等ありましたらお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡田克仁君登壇〕

○町長（岡田克仁君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金は、平成26年からの地方創生の流れをくみ、令和3年に岸田内閣の下で始動したデジタル田園都市国家構想の実現を図るために創設された交付金で、デジタル社会の実現のために新たに創設されたデジタル実装タイプ、これまでの地方創生推進交付金をベースとした地方創生推進タイプ、これまでの地方創生拠点整備交付金をベースとした地方創生拠点整備タイプの3つのタイプに分けられています。

本町では、令和4年度及び令和5年度においてデジタル実装タイプの地方創生テレワーク型を、令和4年度から本年度まで地方創生推進タイプ、また本年度は新たにデジタル実装タイプ：タイプ1について、それぞれ交付金事業計画の採択を受けて取り組んでおります。

地方創生テレワーク型では、令和3年度に整備したテレワーク施設にサテライトオフィス進出した事業者が令和4年度に1社、令和5年度に3社が、それぞれ3年間の事業計画の採択を受け、事業初年度については交付金を受けた上で現在も取組を進めております。

また、地方創生推進タイプでは、横展開事業として令和4年度からの3年間で多様なライフスタイルが集う新たな地域コミュニティ創生モデル事業の採択を受け、本年度は事業最終年度として取り組んでおり、デジタル実装タイプ：タイプ1では、デジタル技術活用による住民に寄り添った行政サービスの推進事業及びデジタル活用による保育環境・子育て環境向上事業の2つの事業に取り組んでおります。

これまでも移住・定住事業を推進してきており、令和2年度から第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、関係人口について新たに盛り込み、正式にこれらの取組を始めました。

移住、定住については、これまでもたびたびご報告をさせていただいておりますが、移

住者数等におきましても、県内の町ではここ数年、常に上位に位置するなど一定の成果につながっております。また、関係人口については、第2期総合戦略において「町外から、本町での活動・活躍を求めて地域内に滞在する人々」と本町の考え方を示し、これらの増加に向けた取組を進めてまいりました。

具体的な取組としては、コロナ禍により縮小しておりました移住希望者向けの現地ツアーや現地案内などデジタル田園都市国家構想交付金活用事業として実施するほか、空き家の活用に向けては地域と連携した空き家調査や空き家活用講座を実施するなど、移住推進の上でも課題となっている空き家活用の取組も進めております。

また、町外からの参加者を募集し開催する古民家リノベーション講座や、関係人口と地域コミュニティの接点となる場づくりなど、同交付金を活用した中でさらなる関係人口拡大に取り組んでおります。

多様なライフスタイルが集う新たな地域コミュニティ創生モデル事業は、令和4年度からの3年間の事業期間で、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの交付決定を受けて取り組んでいる横展開事業であります。初年度である令和4年度には、湊地区をモデル地区として空き家活用や関係人口が活動するための拠点となる施設探しのほか、移住者や関係人口などの地域コミュニティへのスムーズな接続のため必要な条件整理や検証などを実施し、2年目である昨年度は下賀茂地区を中心に同様の取組を進めつつ、湊地区には地域おこし協力隊を配置し、取組の拡大を図ってまいりました。

最終年度となる本年度は、これらの取組を他地域に広げていけるよう取組を進めることとしており、それぞれの年において交付金を活用した事業として移住希望者向けの現地ツアーや現地案内、空き家の活用に向けたモデル地区との連携による空き家調査、空き家活用等に関する協定締結事業者との連携による空き家活用講座、町外からの参加者を募集して開催する古民家リノベーション講座、移住者や関係人口と地域コミュニティの接点となる場づくり、大学生等が町内で活躍する仕組みづくりなどに取り組んでおります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今、地方コミュニティ創生モデルの3年目ということで、2年目には下賀茂と湊で地域おこし協力隊ですか、隊員の方と活性化を図っているといった中で、具体的に下賀茂あたりはどういう事業をやっているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

下賀茂地区では、地域おこし協力隊が、湊地区に入った隊員が退任してしまったということもございまして、空き家調査等をまずは進めさせていただいております。その中で、商店街の活性化等も元の地域おこし協力隊にもご協力をいただいた中で取り組ませていただいているといったような状況でございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

湊地区につきましては、こちらは初年度に取り組ませていただきました。湊地区では、先ほど申し上げました地域おこし協力隊を活用して、こちらでも空き家調査を地区の方と連携して実施させていただきました。地区の方と空き家調査を連携して実施する意義といたしましては、やはり空き家の活用まで至らない物件が多いというところで、地域の方から情報を得ながら地区の空き家について活用に向けて動いていくという形を想定しておりましたが、実際に活用ができそうな空き家というのが湊地区全体で4軒ほどというような状況でございました。

その他、空き家については非常に多い現状がありますので、こちらについては先ほど出てきました地域おこし協力隊等と協力をしながら検討を進めてきたという状況ではございますが、残念なことに、その地域おこし協力隊、退任をしてしまったというのもありまして、またこれから新たな隊員を募集して活動を進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ここでちょっとお聞きしますけれども、デジタル国家構想と空き家の調査、これってデジタル田園都市構想の中のメニューか何かに入っているんですか。空き家の調査というのは入っているんですか、ちょっとお答えください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

空き家の調査は移住・定住の推進のために行っている内容でございます。なので、この事

業全体が移住・定住の推進、それから新たに加わった関係人口創出のための取組という形で実施しておりますので、本町の移住の上で大きな課題となっているのが物件不足というところがございます。それと併せ持って空き家の活用という、この2つの課題を解決するために、まず空き家の活用調査をさせていただいて、その空き家を活用させていくところまでが目的とさせていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） すみませんね、言葉悪くて。空き家対策というのは、この国家デジタル構想の業務内容のメニューにあるんですかということを知っているんですけども、どうですか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 今回の事業の中ではメニューの中に加えているといった形でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それでは、交付金を活用した2つ目の質問で取組の現況ということで、今の空き家対策、これを今回入れたと。今回入れたということですか。それは、これ1年目や2年目じゃないですよ、この事業。その前は空き家対策は当然、昔から空き家バンクとかいろいろあって、空き家対策を調査するというのは移住促進のためなんです。こんなの当たり前のことで、今さらデジタル云々だとかこんな大義名分の事業で持ってくるような必要はないんじゃないかと思うぐらいですけども、それは昨年とかもう何年か続いている中で、今年からこのメニューに入ったということですか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたように、湊地区でもやっておりますので、初年度からこの事業では空き家の調査を実施しているという形でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 空き家調査、メニューにあるという中で、これ町内全域ですか。今、お話だと湊はやったよといった中で、例えば町内に関してはどここの地区とか、取りあえず今年は湊をやろうとか、来年は下賀茂やろうとか、そういう具体的な計画とかあるんですか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 答えいたします。

今回の事業がモデル事業という形ですので、湊地区を初年度、2年目に下賀茂地区を対象にやらせていただいているという形でございます。併せ持ちまして、空き家の調査が目的ではなく空き家の活用が目的という形ですので、調査した物件をより活用できる状況をつくるために地域の人たちに協力していただいてといったような内容になってございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そうですね。やっぱり国の応援をいただいて空き家調査、予算的にも大きなものが入ってきていると思いますので、それをぜひやってもらいたいと思います。

空き家を調査していて湊地区においても物件がちょっと少なかったよと。そのネックになっているのというのはもう把握しています。もし物件が少ない原因、そういうのがあったらちょっと教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 答えいたします。

これはアンケート等を取ったわけではないので正確な情報とは言い難いというのを前提にですけども、まずは物件に対して年に数回、帰ってくる。そのために空き家を所有しているというケース。それから仏壇ですとかお墓、先ほどと同じですね。があるためになかなか手放せないというケース。それから、空き家を手放すことによって周りの人たちとの調整がなかなか難しい。親族、それから地域の方々との調整が難しい。それから、空き家を手放す手前の段階で片づけだとか空き家の改修とかに費用がかかることがネックになっている。それから、最後に空き家自体に興味がない。こういったものが多いというような状況になっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 本当に、私も身内にも、賀茂圏内の人間ですけれども、もう高齢ですので仏壇どうするんだという人の声が非常に多いんですね。仏さんとなると私もなかなかこれは難しい問題で、具体的な、例えばお墓はすぐうちの周りにあるもんじゃないから、これは何とかクリアできるような気がしないでもないんですけども、空き家として使ってもらおうと仏壇の対策って今のところないですか。やっぱり、ご家族とすればご先祖さんからの大事なものですので粗末にできない。一方で借りる側とすると、えっ仏壇があるのと、正直ね。そういう声も聞こえてくるわけです。その辺の、なかなかこれは難しいと思うんですけども、担当課として何か具体的な解決策でもなく、明るいものってありますか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 答えいたします。

これは解決策ということではございませんが、事例としてご紹介させていただきますと、例えば町で今、借り上げをさせていただいている上賀茂体験住宅、こちらにも仏壇がございました。こちらは位牌を親族の方がご自宅に持って帰って、仏壇自体は作りつけですので、そのまま残っているという状況で活用させていただいております。また、先ほど出てきました地域おこし協力隊が住んでいた湊の物件については、仏壇も位牌もそのまま置いたまま隊員がそこを使わせていただいたというような形もございます。

ですので、これは仏壇については基本的には仏壇自体が必要なのではなく、位牌が重要になってくるということで認識をしていますので、その処理については幾つか手法があるのではないかなと。親族の方が持ち帰って、自分の今住んでいるところで供養するというようなやり方があるというふうに認識しておりますので、可能性的にはそういう形が有効なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 担当課長と私が仏壇のことを言うと何か仏壇に大変申し訳ないような、じゃけんにするわけじゃないですけども、やっぱり一つの、どっちかという借りる側のちょっと問題なのか、ネックになっているところなのかなというのが非常に強いように感じるんですね。じゃ、お前、具体的に何があるんだと言われると、私も本当に返す言葉がない

んですけれども、これは今後大きな課題になってくる。移住・定住、お貸しするという意味では非常に大きな問題になるんじゃないかと思いますので、今後、いい考えがあったらいろいろ情報収集してもらって、検討してもらえればと思います。

この大きな質問の中の2番になりますが、これイコールになります。移住・定住、関係人口構築の推進に関する取組についてということで、現況をちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

移住・定住につきましては、これまでも何度かこの場でもご説明させていただいておりますとおり、また先ほど町長もおっしゃいましたとおり、県内でも特に町の部では常に移住者数も南伊豆町、多いというような形で来ているという形でございます。

あわせて、新たな第2期の総合戦略からは関係人口、国のほうでも関係人口という言葉を用いて、多地域で活動する人というものを推奨し、始めてきたというような状況でございまして、これは全国的に人口が減る中で1人の人を移住・定住で取り合うというようなことよりは、1人の人が幾つかの地域で活動することで地域の活性化を目指していこうというような取組でございます。

こちらについても本町では先んじて取組をさせていただいて、例えば南伊豆応援隊の方々がやっている南伊豆ファンクラブというコミュニティサイトでは、既に4,000人以上の方が登録をされているといったような事例もございますので、今後もこのような関係人口、それから、さらには最近国のほうでも進めている多地域居住ですね。複数の地域で活動する人、これらの獲得と活動の場づくり、これらにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） すみません、ちょっと最後の言葉が、多地域のというところ、ちょっともう一度説明してもらっていいですか、ちょっと聞こえづらかったもので。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 失礼いたしました。

多地域居住ですね、複数地域で滞在しながら活動する方。これまでは二地域居住というよ

うな形だとか多拠点居住だとかいうような形でも呼ばれておりますけれども、当然住所は一つになるんですけれども、住所を一つの地域に置きながら幾つかの地域で仕事をしたりだとか、そこにお住まいになりながら活動したりするような方々のことを指しているということでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） その前に南伊豆ファンクラブという文言が出た、4,000人と。私も申し訳ない、初めてこの4,000人という数字も聞いて、こういう情報って発信していますか。あまりこういうのにこれだけの人数が関わっているよというような情報が、私は申し訳ない、取り入っていないというのはあるかもしれないんですけれども、情報発信していますか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。情報発信できている部分とできていない部分と両方あるというふうに感じております。この後に出てくるかもしれませんが、DXの取組に関してもそうなんです、やはり情報をどういうふうに欲しい人に届けていくかというところが、我々も、職員のほうでも課題として捉えているところでございまして、その辺の情報発信の仕方については今後もさらに検討を深めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 情報欲しい人は駄目だよと言っても取りに行くから、それは大丈夫です。ただ、やっぱり町民の皆さんにこういう集まりがあるんだよというのは、それはいろんな手法があるじゃないですか。それはお知らせ版でもいいでしょうし、広報「みなみいず」でもいいでしょうし、こういう場で、町長が行政報告の場でお知らせするというのも、それは手法の一つだと思いますよ。それをやっぱりやったほうがいいと思います。

私も今回、今初めて4,000人という具体的な数字とかも初めて知りました。正直言って、申し訳ない。やっぱりそれは情報を欲しい人が何しても、そんなところまでというほど情報はやっぱり取りに来るじゃないですか。だけど、やっぱり私たちもそうなんですけれども、やっぱり広く町民にこんな動きをしているんだよと、南伊豆町は。ということをお知らせす

ることは非常に大事だと思うんで、今後いろんな手法を考えてもらえればと思います。

それで、3つ目の多様なライフスタイルを集う新たな地域コミュニティ創生モデルの事業ということで、3年目ということで。先ほど町長から簡単に説明あったといった中で、どうですか。やっぱり1年目、2年目、3年目となって、担当として変わったなというところは感じるでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えします。

この事業自体が移住・定住が増加することのみを目的としているということではなく、移住者の方が増えてきている現状から、移住者の方、それから先ほど来、出てきている関係人口という形で地域で活動する方々が地域のコミュニティにどうなじんでいくかと。そのきっかけづくりとその場づくりをしていこうといったような事業でございますので、なかなか一概に成果が出ているかどうかと言われると、こういう成果が出ていますというのはお答えしづらい部分もあるんですが、一つ言いますと、地域の中で移住者の方々が主体的に活動し始めている部分が出てきている。あわせて、それに対して地域住民の方が協力するような取組、姿勢も表れ始めているというところは、非常に私どもが考えてきている移住・定住推進の流れなのではないかなというふうに思っているところもございます。

また、関係人口に関しまして、積極的に場づくりをさせていただいておりますので、南伊豆で活動したいと、南伊豆に関わりたいという方も着実に増加しているというふうな認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 課長の話はいいことばかりで頼もしいなと思うんですけども、やっぱり地域のコミュニティ、これを取るのには本当に非常に難しいと思うんですね。やっぱり昔ながらの慣習もありますし、ただしやっぱり、そこをやっぱり本当に長い目で溶け込んでもらって、新しいものをまた取り入れて、やっぱり地区地区が上手に回っていけばいいなと思いますので、その辺の背中を押す事業についてはよろしくお願いいたします。

最後に、この自治体DXの推進事業における住民利便性向上を目的に、デジタルの活用及び行政型の仕組みの見直した現況についてをお聞きします。具体的に、これ当初予算の主要事業の説明資料の中では、デジタルの活用及び行政が携わる仕組みを見直すというような形

で表記してありますけれども、この辺ちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

本町のD Xの推進にあっては、住民の利便性のためデジタルも活用しながら行政に係る全ての仕組みを見直すと。先ほど議員もおっしゃったとおりのコンセプトで進めさせていただいてございます。

これは具体的にどういうことかという、まずはデジタルを活用することが目的ではありませんよというところを職員間で共通認識として持っているという形でございます。デジタルはあくまでもツールとして活用していきましょう。その上でやるべきことは行政の仕組み、今やっている仕事の内容を全員が見直しをして、より住民の利便性の向上につながるような形をつくっていきましょうということで、デジタルの前段階のところですね。基盤のところから仕組みを変えていこうということを進めさせていただいているといった内容でございます。

具体的なケースで言いますと、これから進めようとしておりますが、窓口の改善を考えております。住民窓口ですね。町民課ですとか健康増進課等の窓口について、これまでの仕組みよりもさらに利便性の高い、なるべく負担の少ない窓口をつくっていこうということで昨年からの検討を進めさせていただいております、これにはデジタルツールの活用もしていきますし、または先ほど防犯の話で出てきましたけれども、例えば窓口に防犯カメラが必要なのではないかなというような職員からの意見も出ております。

また、窓口に関してはデジタルツールを活用して、利便性の高いということよりも使いやすい、居心地のいい窓口をつくっていくべきではないかなというような職員からの意見も出ております。このような意見を集約して、今回、デジタル活用を進めていくというような形を想定しておりますので、職員の仕事の仕方、在り方を検討し、見直していくということが今回のD Xの推進の要となっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 本当にまさにそのとおりで、デジタル、こんなツールは道具です。あくまでもこれを使うのは人間ですので、我々が安心して使える環境、職員が安心して使える環境をつくっていただきたいなと。上手にデジタル機器を利用して、町民の安心・安全を守

っていただければと思います。

最後になりますけれども、時間がありませんので、もう2か月半もすると、恐らく令和7年度の予算編成作業にも入ろうかと思しますので、今回、決算委員会ですので、決算委員会の中でまたいろいろとる質問させていただきますが、ぜひ生きた予算の編成を、もう12月の議会のときに申し上げて後の祭りということだと思うんですので、ぜひ令和7年度の予算編成については生きたお金の使い道をお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

○議長（長田美喜彦君） ここで、午前中、黒田議員の一般質問の答弁で、地域整備課長から訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） 先ほどの黒田議員からの一般質問による私からの答弁の中で、森林環境譲与税に伴う歳出額を5,004万8,800円と申し上げましたが、正しい額は5,204万8,800円でしたので、訂正させていただきます。また併せまして執行率も90.7%から94.3%に訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 岩 田 稔 君

○議長（長田美喜彦君） 2 番議員、岩田稔君の質問を許可します。

岩田稔君。

〔2 番 岩田 稔君登壇〕

○2 番（岩田 稔君） では、通告書どおり一般質問を始めさせていただきます。

一般質問の件名は3つです。

1 つ、I L O V E ファームによるレモン栽培について。

2 つ、観光について（ハンマーヘッドシャーク）。

3 つ、共立湊病院の跡地について。

以上、3 つの質問をさせていただきます。

昨年9月の一般質問したレモン栽培について再び質問をさせていただきます。

1 年前、この案件について担当者に面談をしたところ、こう発言されました。「岩田議員、これがラストチャンスです。当町において、最大の耕作放棄地を過去の歴代町長も何とかしようと試みましたが、いずれもうまくいきませんでした。この事業が失敗したら、今後のこの地区の農業再生は不可能に近いといっていると思います。」。その覚悟を決めた顔で自分に話かけてきました。そのときの彼の真剣なまなざし、言葉は今でも覚えています。

私も先祖から受け継いだこの土地を荒れ放題にしてしまったことに自責の念でいっぱいになりました。彼の言葉どおり、私もラストチャンスだと思い、この事業の成果をしっかりと見届けるためにも何としても道筋をしっかりとつけたいと思っております。

では、質問に入ります。

まず1 丁目、進捗状況、タイムスケジュールは順調でしょうか、お答え願います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

行政報告でも述べさせていただきましたが、本年12月から青市地区野辺における経営体育成基盤整備事業に伴う伊豆縦貫自動車道工事発生土の搬入が開始され、かさ上げされた農地に排水路等の整備を配し、高収益作物の導入が可能となる畑地への転換を図ることを目的とした当該事業は令和9年度末の完成を見込んでおります。

また、事業完了後の利活用については、地権者の多くの方々が株式会社アイラブファームへの貸出しを希望しており、同法人ではレモン栽培を予定しております。同社が想定するレ

モン栽培に向けたタイムスケジュールにつきましては、農地の基盤整備が完了した箇所から随時植栽を開始するとしており、令和8年度末に1回目の植栽、令和9年度末に2回目の植栽を予定していると伺っております。

一方、手石地区におきましては、現時点で地権者に対する事業内容の説明や事業完成後の農地利用についての意向調査を実施している状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 順調に進んで大変喜ばしいことだと思っております。この後も地権者と密に連絡取りながら、この事業を進めていただきたい、そう思っております。

次は2つ目の質問です。

借地期間が30年と長いという不安の声をよく地権者から聞きます。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、複数の地権者からは借地期間30年は長いというようなご意見も伺っておりますが、本事業における借地期間については、国税庁が示すかんきつ樹の耐用年数を根拠としていることを説明会でもお伝えしているところであります。一部の地権者からは、高齢のため近い将来に相続が生じることや30年後の状況が想像できないなどとして、事業に対する不安の声が出ていることも事実でありますので、土地の貸借契約については公的機関である静岡県農業公社による農地バンク事業に基づく契約となることなどをお伝えした中で、関係する親族等を交えた十分な検討のもとでの決断とされるようお願いしているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 今、町長がお答えになったことは私のところにも、私と同様に地権者のほうから同じような不安の声がありました。今のお答えのように、これからそうやって30年の間、不安に思うという年配者の方もいらっしゃるのでは、さらなる丁寧なご説明をお願い

したいと思います。

次、3つ目ですね。

これも同様だと思いますが、賃借料、年間3,000円は適正かどうか、この辺もご説明願います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

青市地区野辺の賃借料については、借主である株式会社アイラブファーム、そして貸主である地権者もその相場が分からない状況でありましたが、固定資産税相当分をいただければよいとする青市地区の基盤整備推進協議会の回答に基づく中で両方で協議を進めております。

当該事業を先行して農地の基盤整備が実施されている松崎町でも同様に農地の賃貸借が行われておりますが、地権者から出た固定資産税相当額というご意見を基準に協議が行われ、10アール当たり年間3,000円で決定したとのこととあります。このため、本町では松崎町での事例を参考に協議を進めた結果、10アール当たり年間3,000円で決定したものであります。

なお、これら賃借料については地権者の皆様と株式会社アイラブファームとの交渉による決定額でありますので、町として金額の適否に関する答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 大変よく分かりました。この年間3,000円、適正なんだと思います。

次の質問になります。

今回、確認書の同意というのが私どものほうにも送られてきたんですけれども、そこで、やはり地権者の方から、あの同意することがファイナルアンサーなのかとかそういう不安の声がありましたが、その辺はちょっと丁寧にご説明願います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の確認書については、株式会社アイラブファームが町内で予定しているレモン栽培事業に対する地権者の意向を確認するためのもので、その内容は6項目ございます。

1番目に基盤整備事業実施に関すること、そして2番目に農地バンク事業を介した農地貸

付けに関すること、3番目が獣害対策や防風対策のための土地附属物の設置に関すること、4番目に貸付期間に関すること、5番目が賃借料に関すること、そして6番目に上記項目に対する同意の有無に関することです。

本確認書は、地権者側が株式会社アイラブファームに対し上記項目に関する同意の有無を表すものであり、その後、地権者による農地バンクへの登録手続をもって、地権者による農地バンクを介した土地貸付けに対する最終的な同意であると認識をしております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

やはり地権者は高齢の方が多いです。今言った内容がきちんと説明していただければ分かることだと思いますけれども、最終の地権者との合意まで丁寧な説明をよろしくどうぞお願いします。

次、5つ目の質問に入ります。

この事業が行われた場合に地元の人々を雇用を期待する声がありますけれども、その辺、お答えいただけますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本事業については、株式会社アイラブファームが町内で展開する事業から生じる新たな雇用などに大きな期待を寄せているところであります。現時点ではその人数や業務内容、雇用条件などについて明らかになっておりませんが、これまでも行政も積極的に関わり、町内で運営される事業でありますので、雇用については町民を優先していただくよう同社に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

3月にアイラブファームの関係者と湊の地権者が集まっていろんなお話をした中で、やはり地元の雇用を期待する声が、これがかなり大きくて、やはり収穫時期だけのアルバイトは

想像つくんですけれども、やはり年間を通して雇用してもらえないかというような声が幾つか上がったものですから、その辺は雇用者と町とでお話ができるかまだはっきりとは分かりませんが、今、町長のお答えになったように、できるだけ地元の方を採用していただく枠を広げてもらえるようお願いしたいと思います。

次、6 個目、最後の質問です。

手石湊地区整備後の他地区への計画はあるのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊豆縦貫自動車道工事発生土を活用した当該事業は今後の縦貫道事業促進に直結することはもとより、本町が抱える課題の一つでもある耕作放棄地の再生や新たな雇用にもつながる事業でありますので、地域と地権者の理解が得られることが大前提であります。他地区への事業拡大は極めて重要であると認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2 番 岩田 稔君登壇〕

○2 番（岩田 稔君） 実は、今のお話、私、今年の春頃、市之瀬の知り合いのところに顔を出して、このレモン栽培のお話をお茶を飲みながら話をしました。そのとき、その方は「岩田君、この土地は昔はきれいな水田だったんだ。私らは先祖から受け継いだこの土地で米を作り、農家として生計を立てていた。それから時代が移り変わり、息子もこの土地を離れ、今ではばあさんと二人きりになってしまった。私もいずれあの世に行くだろう。私ら個人の力ではこの荒れ果てた土地をどうすることもできない。そこを政治の力で何とか変えてもらえないか。」。このように涙ながらに話され、私はとても切ない気持ちになりました。「私も微力ですが頑張ります。」とお答えしましたが、このようにそういう思いを抱いている町民がいることを町長にお伝えして、次の質問に移りたいと思います。

次、観光についての質問をさせていただきます。

今年も昨年同様に暑い夏でした。いや、暑過ぎるといっていいかもしれません。特に弓ヶ浜における海水浴場は暑さと反比例してお客様が減少しています。原因の一つは若者の海離れがあると言われています。レジャー白書のデータによると、1985年に3,790万人の人が海に行っていたが、2020年には360万人と10分の1に減少したと報告されています。理由は

様々ですが、この事実は受け止めなければいけないことだと思っています。

そんな中でスキューバダイビング、特に神子元島海域を周回するハンマーヘッドシャークという鯨に出会うために、日本だけでなく世界中からダイバーがこの南伊豆町に集結しています。簡単に説明すると、頭の形がハンマーのような鯨で、現在これを見られる場所は日本では沖縄の与那国島と神子元島周辺だと言われています。

また、海外では中南米のコスタリカのココ島やメキシコにも有名な場所がありますが、いずれの場所もその国に着いてから何十時間もかけて車や飛行機に乗り継ぎますが、この神子元島は日本の羽田空港に着いて、車で3時間で到着。弓ヶ浜からダイバー船に乗って10分で海に入れます。そして、インバウンドの人たちは宿泊した翌日には東京に戻り、東京ディズニーランドで楽しむといった、そういったツアーの人々もいると聞いております。

また、これらのインバウンドの方の実績データを見せていただいたのですが、2019年に1,200人、2023年に3,890人、2024年には12月までの予約を入れて6,580人、2019年から5倍強の数字となっております。

このように神子元島周辺のダイビング需要が右肩上がりに上がっております。このことから、ハンマーヘッドシャークという鯨が新たな観光資源になっていると思うのですが、当局はどのようなお考えを持っておられるのか、お答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国内において、ハンマーヘッドシャークの大きな群れが見られるダイビングスポットとして有名なのは沖縄の与那国島と本町沖合の神子元島とのことでありまして、近年ではこれらを目的に多くのダイバーがご来訪いただいていると聞いております。

また、神子元島付近のハンマーヘッドシャークのベストシーズンは初夏から秋にかけての6月から10月とのことでありましたが、11月以降から透明度が安定してくることに加え、近年、海水温上昇に伴い、冬場での目撃率も上がってきているとのことから、観光関係者の皆様から寄せられる期待の高さは伺い知れるところでございます。

このような年間を通してダイビングスポットとしての定着が広く図れば、ビジネスチャンスとの可能性もより高まってくると思われますので、宿泊業にとどまらず、関連グッズの制作や販売、飲食業などにおいても十分な波及効果が見込めるものと認識をしております。

今後もこれら貴重な観光資源を活用するため関連事業者との連携を図りつつ、適切な情報

発信に努め、さらなる地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 今、町長がおっしゃったこと、全くそのとおりだと思います。大変貴重な鮫で、これからの南伊豆の新しい目玉になるんじゃないかと私はそのように期待しております。

とはいえ、まだまだ認知不足、これは知る人ぞ知る、一般の人にはまだなかなか知れ渡っていないというのが事実だと思います。業者からは動画などSNSなどで毎日発信されていることはありますけれども、観光協会等でもっとPR等々してもらえないでしょうか。その辺のあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに今のところまだまだ周知というんですか、宣伝の部分では少ないのかなというところを思っております。そうしたところ、今年の夏の観光協会が作った町のポスターですね。あちらの表面というか1面のほうに大きくハンマーヘッドシャークの写真等が載っていましたもので、取りあえず第一歩としては、何だこれという形で注目はしていただけるのかなというところで、取りあえず第一歩目の感触はつかんだなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） あのポスター、かっこよかったですね。ハンマーヘッドシャークと反対側のほうはヒリゾビーチになっています。南伊豆の観光のトップという今、ヒリゾビーチが大体全面に出るんですけれども、今回はどういった事情か私は知りませんが、ハンマーヘッドシャークさんが一面に出て、これいいことだなと。すごく喜んで、私も早速持って帰って、あれを私のお店が一番正面の一番いいところに貼りました。これからも新たな観光の目玉になる可能性があるハンマーヘッドシャーク、観光協会さんのほうでもさらに認知を高めるPR等をよろしくお願いします。

じゃ、次の質問に入ります。

さらなる観光資源に育つという可能性があるとは思いますが、特にインバウンドの方ですね。インバウンドが外国人のお客が増えると思います。それら呼び込む対策及び手法等々がこれから考えていかなければいけないことだと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

神子元島付近のハンマーヘッドシャークのダイビングスポットについては、国内のみならず海外でも認知度は高く、議員のご指摘のとおり、今ではダイビング参加者の半数以上が外国人というダイビングショップもあると伺っております。

このようなインバウンドの獲得に向けては、昨年度は台湾最大の観光旅行博である台北国際旅行博などで、ハンマーヘッドシャークダイビングスポットをメインとしたチラシを作成・配布し、静岡県ブースに配架するなど周知を図ったところであります。

本町の観光施策においても、新たな核の一つとも成り得る貴重な観光資源でもありますので、関係事業者・団体と連携を密にし、国内外を問わず機会あるごとに、広くそのPRに努めてまいりたいと考えております。

日本でもう1か所見られるという与那国島ですね。日本の一番西側にあつて、ほぼ台湾に近いところにあるんですけれども、実は11月に与那国の村長さんと会うような会議がありますので、与那国島ではどのように戦略を打っているかというのを、ちょっとこっそり聞いてみようかなというふうに思っております。またご報告させていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 町長ありがとうございます。ぜひ、こっそりと聞いてきてください。

このハンマーヘッドシャーク、これを宿泊につなげる必要があると私は考えております。私の知り合いのおかみさんはダイビング会社に出向き、「これから外国人のお客を積極的に取り入れたい、そう考えております。ぜひお客さんを紹介してください。」、このように営業に行くと聞きました。

また、別のおかみさんからは「過去にも取り入れたことがあったが、夜中まで大声を出されたり、宿泊中に体調を崩し救急車を呼んで病院に連れていったりしたことがある。そのと

きは言葉が通じずに大変苦労した。」と話されました。しかし、「現状や将来のことを考えると、これからはインバウンドのお客様を取り込む必要がある。」と話されました。

このように前向きに進もうとしている人たちがいます。しかし、そこで一つ高いハードルがあります。それが言葉の壁です。これは飲食の人たちにもあります。うなぎ屋の店主に聞いたのですが、夜の予約の3割は外国人だと。

このように前に進もうとしている人たちのために少しでも背中を押してあげる応援をしてあげたい。その手段の一つとして、例えばポケトークといった翻訳機を町が買い上げ、少額で貸し出したり、あるいは機器の代金の3分の2を補助するとか、その人たちがインバウンドの取り込みに成功すれば、それがこれまで消極的だった人たちにもよい成功例となり、私もやってみよう、そういった好循環が生まれれば、観光立町を掲げる我が町として大きな第一歩にはなるのではないのでしょうか。そのあたりのお考えを少しお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

まさにそうやって今、議員のお話伺いまして、お客様を取りに行く姿勢というんですか、すばらしいなと思って、実際南伊豆の方でなかなかそこまでの声って聞いたことがなかったもので、私もうれしい限りだというふうに感じております。

確かにそれでやっていく中で言葉の壁ってあるなというふうに感じております。それで、議員のほうからのご提案で翻訳機みたいなものをというお話もあったんですけども、今、翻訳機も確かにあるんですけども、携帯のアプリでも翻訳のやつってあるなというふうに感じております。実際のところ、私も最新型の翻訳機ではないんですけども、前のやつを使ったことがあるんですけども、それよりも携帯のアプリのほうが使い勝手がいいなというふうにもちょっと感じたところでございます。

そういう意欲のある方を支援していきたいというのは町として当然やっていかなければならないことだと思いますもので、方法はいかにせよ、検討は今後していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 課長、ありがとうございます。

来年度の予算に少しでもインバウンドを頑張っている人たちの応援するような予算を何と

してでも取り組んでいただきたいなと思っております。

ただ、私がこのインバウンドの宿泊のことを言い出したのは、実はダイビングショップの方が、自分たちのお客様は来るとまず河内屋さんに紹介するらしいんですよ。そして、河内屋さんがいっぱいになると、次は残念なことに下田の東急ホテルに紹介するそうです。その理由は、ほかの要は宿泊施設に外国人を受けてくれる施設がないからだそうなんですよ。

これはとにかくもったいない。南伊豆の海に来ているお客様が町内に宿泊するじゃなくて下田のホテルにお客様を流している。これは何としても避けたいというかもったいない話だものですから、ぜひとも、大きいホテルは多分これから秋に向けて、そういった例えばポケットとかアプリのこととか、従業員なんかも十分資金もあるでしょうから大丈夫だと思います。

ただ、私が話したのは、やはり小さい民宿のおかみさんだったりとか小さい宿泊業者が今、前向きに、とにかくインバウンドを取り込もうと頑張っているものですから、少しでも背中を押してあげたい。そういう気持ちでこの問題を取り上げさせていただきました。これからは観光立町で食べる南伊豆町としては、インバウンドのことは真剣に考えなきゃいけない課題だと思ってもおるものですから、ぜひとも町長を含め、この問題についてもっと議論を高めながら、前向きにいきたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 既に観光施設の部分のところで情報関係の補助金だとかというのは町のほうで整備している部分のものが、Wi-Fiの導入だとかというのはあると思います。ですから、多分、要綱か何かの定めだと思いますので、そこに先ほどの製品名がちょこっと出ましたけれども、そういうものを入れたりとかというのは容易なことだというふうに思っております。

協会も含めて、いろいろなところからまた情報収集して、どのぐらいの金額でどの程度のものがあれば。中にはどうしても外国の方が嫌だとおっしゃる宿泊施設の方もいらっしゃるかもしれませんが、今、議員のおっしゃったように、前向きにそういう誘客を捉えていらっしゃる方もいると思いますので、そこはしっかりと予算に反映させるように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 副町長、ありがとうございました。

大変、これから頑張ろうという人たちの背中を押してあげるという優しい気持ち、受け取りました。どうぞ来年度の予算に反映していただけるよう、よろしくどうぞお願いいたします。

次、最後の3つ目の質問に移りたいと思います。

共立湊病院の跡地について伺います。

先月、首長らによる運営会議が開かれたと思います。そこで、町長はじめ皆さんで共立湊病院についてどのようなお話があったのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年8月2日に開催された一部事務組合下田メディカルセンター運営会議において、旧共立湊病院跡地について議題が上がり、私からは現時点で町独自の旧共立湊病院跡地の活用計画はない旨をお伝えいたしました。また、他の構成市町の首長からは「一部事務組合が跡地を保有し続けることは避けた方がよい。」とする意見などもありましたが、現時点で組合としての最終方針を見いだすには至りませんでした。

本運営会議での合意事項は、跡地利用について「立地する南伊豆町の意向を尊重し、組合構成市町の協議により、遅くとも解体が終わるまでに方針を見いだす。」とされておりましたが、順調に解体工事が進む中であって、最終方針を見いだせていないというのが現状であります。

今後に向けては、解体工事をもって跡地の全容が把握できる状態となったことから、現地視察を経た上で今後の具体的な方針を協議していくことになると考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

解体が順調に進みまして、町民の湊区民のほうからはきれいになってよかったと、あんなに広いとは思わなかったと。今までと違った景色が見えてきたものですから、みんなそれぞれいろんな考え方が出てくると思います。私のところにもいろんな意見等々が舞い込んできます。この後どうするの、防災機能を兼ねた避難公園がいいんじゃないかとか様々な意見が入ってきます。

私も湊の人間でありますから、あの土地に対しての思い入れはあります。何とか取り戻したいと思っております。しかし、この問題の本質は、取得することも大事ですが、あの土地をどう生かすか、この１点だと思っております。津波浸水地域で、しかも国立公園２種で、盛土にも高さ制限があるあの土地を、南伊豆町にとって経済的に有意義な企業に誘致することがベストな解決策ではないかと考えております。仮に当町が12月から無償でも有償でも取得した場合は、当面は当町が草刈りや害獣対策にフェンスの設置などをして、維持管理に150万から200万ぐらいかかると予想されています。

利用目的や経済性、生産性のない土地を持つことがいかに大変だということは、親から相続された不動産の維持管理に苦勞された経験を持つ人はたくさんいると思います。それを考えると、跡地の問題についてはじっくりと腰を据えた長期的な視野に立ち、計画することが最善策ではないかと考えております。

その間の維持管理については、一部組合の管理者からしっかりと返事をいただいております。この先、国立公園法の改定、あるいは土地取得に前向きな企業が現れるかもしれません。そのときはスピード感を持った柔軟な対応をしていただけるようお願いしたいと思っています。

次、最後の質問になります。

以上のことから、町長に町の町民に向かってメッセージをいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

旧共立湊病院跡地については、国から示された津波浸水区域に加えて、国立公園第２種区域として再開発等においても各種規制が存在するほか、病院跡地という特殊性も鑑み、当該跡地の土地取得や本町独自の利活用計画などは検討していないのが現状であります。

先ほども申し上げましたが、旧共立湊病院跡地については運営会議においても現時点で方針を見いだすには至っておらず、私としては組合の方針を決定していただくことが先決であり、その後の決定によっては町による土地利活用の検討が求められるものと理解をしております。

議員におかれましては地元でありますのでご心配のことと思いますが、今後の協議において具体的な進展があれば最優先で住民や議員の皆様にご報告をさせていただきますので、ご

理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

あの土地は私たち湊の人間からすると、病院があったときは経済の源、南伊豆の経済の柱となるものがあったものですから、それがなくなり、正直これから先、観光だけで食っていくにも、やはりああいった大きい施設があると町の経済、湊の経済にとっても大変豊富な期待で大きかったものですから、それがなくなったことについてはすごく残念な気持ちと落胆した気持ちがありますけれども、今の町長のお話になられたように、これから法律が変わるかもしれません。また、そういった気持ちを持つ企業が現れるかもしれません。そのときにはぜひスピード感を持った素早い行動で何としてでも、そちらの企業と、会社と、もしお話がいくようなことになれば、私もぜひ一緒にお話を聞きたいと思うので、そのときはまたよろしくどうぞお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

すみません、最後にもう一つだけ言い忘れたことがありました。

実は、8月31日土曜日ですね。台風によって大雨が降りました。そのときの現状が、地元の人から「岩田君、ちょっと跡地が大変なことになっているから来てくれ。」と行って伺いました。そのときなぎさ園からあの辺全部、まるで湖のようになっていました。その後、水は高いところから低いところに流れるように、そこを乗り越えて道路のほうまで水が流れて、すごい光景になっていました。

なかなか排水がうまくいかなかったこともあります。とはいえ、ああいうことは年に何回かこれから起こると思います。そういった意味で、あの土地はすごく使い勝手が悪くて、排水がうまくいってなくて、なかなかいろんな規制がある厳しい土地だと思いますけれども、その辺を踏まえても何とかあの土地を生かしたいと地元の間人は思っています。その辺の事情も踏まえて、あの土地のことについてはこれから長い議論になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君の質問を終わります。

ここで1時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（長田美喜彦君） 6番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 質問に先立ちまして、台風10号で被災された、災害で亡くなられた方々のご冥福と被害に遭われた方々のお見舞い、謹んで心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、まず初めに教育の質の向上ということで質問させていただきます。

教職員の負担軽減に向けた取り組みということで質問させていただきます。

中央教育審議会が緊急提言を取りまとめました。教員が置かれている状況は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況と指摘しました。学校を取り巻く課題が複雑化、多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など学校教育のさらなる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっているのではないのでしょうか。このことは、児童生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっているのではないのでしょうか。

このような状況を打破するために、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組も複合的に実施することが必要ではないのでしょうか。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要ではないのでしょうか。

そこでお聞きしたいのは、教員の長時間労働対策をどのように取り組んできたか、また具体的な取組をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

「GIGAスクール構想」では、端末や授業支援ツールを活用することで、教職員の業務の効率化や負担軽減につながるとしています。

当町においては、教育アドバイザーに助言をいただきながらIT活用を積極的に進めています。その結果、職員会議におけるペーパーレス化や授業支援ツールの効果的な活用により教員の負担軽減が進んでいると学校から報告を受けています。

しかしながら、単純に労働時間の短縮につながるというものではありません。時間をかけることで成果の出せる授業づくり等もあるため、校長先生に教員の在校時間の適切な把握をしていただいた上で、教員の役割分担、連携、働き方に対する意識改革を教員へ促してもらうようお願いしているところです。

支援員についてですが、全校で12人任用しており、スムーズな授業進行の支援をしています。特に小学校低学年の担任は授業以外の生活の支援もしていることから、支援員の存在は大きいと、できる限り確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 去年と比べて短縮された教員の労働時間、具体的にどのぐらいでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

中教審が問題にしている月80時間を超える労働時間というのは非常に大きな数字です。命にも関わる問題とされています。ということで、もう数年来、本町でも学校の教職員の労働時間をずっと調査してまいりました。

昨年と今年のを比較しますと、4月って割と忙しい月なんですが、その比較で、大体小学校で10時間、中学校では7時間短縮できております。これはどういったことの見直しからこうなっているかといいますと、もともと本町では事務の先生以外は60時間を超えるような月のオーバー時間ってないんですね。大体多い方でせいぜい月30とかあるいは20とか、小学校の先生方は20時間ぐらいですね。中学校は部活があるからとよく言われるんですけども、それでも平均すると40時間を割り込みます。

事務の先生方というのはどうして多くなるかといいますと、本町5人必要な事務の人数が4人しか置かれていません。これはもう長年のことなんですけれども、南東小、南東中が500メートル以内に存在するものですから、ルールがございまして、ここはもう兼務で、このことについては私ももう本当にこの事務の先生の働いてる時間数、物すごい時間数ですので、これを県に提出したこともあります。でもルールですからとうっちゃられてしまいました。ただ、幸いに体を壊した方がいらっしゃらないものですから、その点ではよかったと思います。

現状、本町の教職員の中にメンタルを病んで休んでいる者は皆無です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 国から、要するにこの文科省のほうからかな、このいろいろやれよという話が来ていると思うんですけれども、やれよはいいけれどもその代わり労働時間短縮しろよと、何か矛盾があって制度的な、その何て言うんですかね、問題というのは感じられませんか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。文部科学省が進めている施策、特に学習指導要領に今盛り込まれていることは、ICTを上手に活用して授業効率を上げてほしい、これはあるんですね。ただ、それも先生方プロじゃありませんので、ICT関係の、それもやはり大きな負担です。しかも、それはあくまでもツールであって、それを指導するのが教員の役目ではありません。とこう言われるものですから、なおさら、じゃそれをツールとして使ってどれだけの授業組み込んでいくのかというのは、本当に今大きな悩みどころでもあります。

さらに言えば、求められているものは個別最適化な学びではなくて協働的な学びから発展する深い学び、さらに言えば探究学習までをやります。そうなりますと、探究学習の目標というのは、もう一回個人に返されてそれこそ学校から飛び出して総合的な学習のような場で学びましょうということなんですね。本町、その総合的な学習得意な分野ですのでそれはいいんですけれども、その時間をどう生み出していくかというのがこれまた大きな課題です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 私調べたんですけれども、ちょっと前の話なんですけれども、平成の元年とか5年とかその辺は、要するに授業時間4,000だったら4,000時間とかそういうのがあるんですけれども、そのとき、何て言うんですかね、学校は週休2日じゃなくて6日制だったんですよね、土曜日もあって。ところが平成の後半になって週休2日になったじゃないですか。で同じ時間なんです。要するに週6日と週5日と同じ時間を、授業をやりなさいと。だから先ほど私、制度的な問題があるんじゃないですかということをお伺いしたんですよ。

確かに間は抜けているんですけれども、この短くなっていますけれども、授業時間が減っているんですけれども、そういう文科省の言うこの矛盾というんですか、そういうのが何かちょっと引っかかりがありまして、その辺こう南伊豆のほうはどうなのかなということでお聞きしたんですよ。

だからできる限り、要するに労働時間も確かに今度残業時間の給与というかその手当てが14%になるのかな、たしか、13でしたか、そのくらいになりますよね。今まで4%のものがそのくらいになりますよと。ただお金だけじゃないですよ、お金だけじゃ。先ほど教育長も言ったように、体が大事じゃないですか、教員の皆さんの体。それを見ているのは、みんな生徒なり児童ですので、その辺のことをうまくマネジメント、運営の仕方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、この子どもたちの授業環境ということでお伺いしたいと思います。

前に学校にちょっとお伺いしたときに、この教室のエアコンと給食室の食器洗浄機ですか、これが同時使用時にキュービクル電源、供給電源ですよ、それを超えそうになると授業中のエアコンが切られるというお話をお聞きしました。この夏が長くなった、今年なんかは猛暑、酷暑ですよ、での中の冷房の不使用というものは、子供たちの授業、これを受ける環境は悪化するのではないかと思うんです。この子供たちの授業環境の改善のためにもこのキュービクル、この改修の考えというのはありませんでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今年も全国的に記録的な高温が続いており、学校では2学期も高温対策が必要となっています。

普通教室にはエアコンを設置していますが、コロナ禍では感染症対策として窓を開けるなど換気を優先したため、冷気、暖気を逃してしまいました。昨年、新型コロナが5類に移行

したことに伴い、状況に応じて換気することとし、普通教室の適正な温度設定に努めているようにしています。

議員のご指摘のとおり、給食室を併設している南伊豆東小学校及び南中小学校は、午後の食器洗浄の時間帯で電気使用量がピークとなりアラームが鳴るため電気の使用を制限しています。

このような状況を電気設備保安業者に確認したところ、電気使用量はピークになるが、電気設備使用に係る許容量として問題ないと回答をいただきました。学校に対し、今後使用制限はせず子供たちの快適な環境を継続するよう伝えました。

年間を通じて学校における環境の安定を継続するため、教育委員会として現状の確認に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今の言葉、問題ないということで、関東保安協会から、その辺ですかね。前に説明受けたときには学校にエアコンを付けるそもそもの環境ではなかったけれども付けた。そのときにキュービクルというのは、この何て言うのかな、お聞きしたいんです。キュービクルというのはもう許容容量だったんですかね、最初から、最初から。最初、だから要するにエアコン付けたじゃないですか。エアコン付けたときにキュービクルを改修したのか、それが改修しなくてもキュービクルはその許容容量だったのか、その辺分かったらで結構です。

○議長（長田美喜彦君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

すみません、この場ではちょっと確認取れないんですが、変えていないかと思っておりますが、ちょっと自信がないので後ほど答えさせていただきます。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ありがとうございました。

じゃ、それはちょっと後でいただければという。

じゃ次に、小学校の統合ということでお聞きしたいと思います。

学校教育において児童生徒の資質や能力を伸ばすためには、学校にある程度の規模を確保し、多様な意見に触れたり切磋琢磨したりすることが大切だとされております。今後、少子化や複式学級が増えることにより統合されると考えますが、小学校統合時期と場所などが分かればその進捗状況を教えていただければと思います。お願いします。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

中学校統合に係る学校統合準備委員会の答申（第一次）において、児童数の推移から小学校統合の検討について付記事項として受けました。

このことを踏まえ、小学校統合についての学校教育環境整備委員会へ諮問する予定で、9月の補正予算で学校教育環境整備委員会の報酬及び費用弁償を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

現状においては、お答えできるのはここまでです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 分かりました。ここまでで。

全協でいただいた資料によると、この、私の考えですよこれ、あくまでも個人的な考えです。令和10年に、説明前にも受けましたけれども、南上小学校で全部が複式学級になると、それで南東小これが1、2年生が複式学級になると、これが1つの目安になるのかなという考えなんですよ。お答えできないということですから、わざわざ聞きませんので、私の考えとしてはこのぐらいが時期的には、どっちになるかそれは、その委員会というかそういうものを開いてみなきゃ分からないものですから何とも言えないと思います。教育長の立場では言えないものですからそこでよしとしたいと思います。

この統廃合によってこの通学環境、それから通学手段が大きく変わる場合があります。また地域の衰退をもたらす可能性もあります。学校には児童生徒の学びの場としてはもちろん、避難所、遊び場、地域のイベント会場など地域住民の交流の場としての役割もあります。言わば学校は地域の核をなしていると言えるのではないのでしょうか。

また、生徒には身体的かつ精神的疲労のほか、教育面における弊害がもたらされることが考えられます。しかしですよ、しかし、学校の統廃合がもたらすメリットも大きい。学校の統廃合が行われる目的は、教育活動の多様化、豊かな人間関係の獲得、社会性の向上などを促す

ことになるため、統廃合のメリットは大変大きいと言えます。このメリットを享受できるのは、児童生徒だけでなく教育指導や教職員へもよい影響がなされると思います。それをもちまして、教育長、統廃合、多分令和10年ぐらいになると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の災害時に備えてということで質問させていただきます。

通信基地局が被災した時の通信手段ということでお聞きしたいと思います。

前に、石川県の西垣淳子副知事ですか、東伊豆で講演をされました。そのときにお伺いしたときに、副知事は、孤立集落が多く生まれ、通信も寸断して情報が錯綜した経緯を振り返って、避難所の情報は市町ごとに異なる組織でまとめられ、避難所以外に避難した人も把握しないといけなかったと情報共有のこの難しさを語ってありましたけれども、能登半島とそれから伊豆半島の地形が似ている点にも触れておりました。能登半島の海沿いの道路は、土砂崩れが多発した海沿いの道路に頼っていると災害時に何もできなくなると、こうもおっしゃっておりました。そしてその通信基地局が被害を受けて、防災行政無線や消防無線等の通信インフラの被災状況を把握するのに時間がかかったり、情報が錯綜したと説明を受けましたけれども、通信基地局が被害を受けたときの通信手段はどのように考えているのかお答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、携帯基地局やインターネット回線などの通信インフラが被災し、これら通信網の寸断による影響は初動対応から復旧活動に至るまでの時間を要したほか、その復旧が急がれたところであります。

このような中で、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される本町においても、通信網遮断の危険性は極めて高いと想定されており、加えて、町が設置する移動系・同報系デジタル防災行政無線基地をはじめとして、その子局であるパンザマストなどの被害も想定されることから、新たな通信手段として、本町の地形・地勢にフィットする衛星携帯電話の導入なども検討を始めたところであります。

今後も、発災時における確実な通信手段の確保に向けて新たな通信機器等の導入を図るなど、通信手段の多重化に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） その中で多重化と言われましたけれども、この無線資格持っている方いると思うんですけれども、それから通信技術に詳しい方もいらっしゃると思うんです。そういう方々に対応してもらう、そのようなこの体制整備というのは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

この無線資格等の持つ方というのが具体的に誰というのが思いつかないのですが、1つあると、猟友会さん等はお持ちなのかなとは思いますが、なので、まだ今のところそのような形の体制の整備といった形は組んでおりませんが、今後ひとつ参考とさせていただいた中で検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 先ほど町長もおっしゃっていましたが初動体制、これは大変大事なことであって、これが遅れると全てが遅れると。命に関わりますのでぜひ検討等をお願いしたいと思います。

次に、この自衛隊との連携ということについて伺います。

能登半島もそうですけれども、今まで中木から50年ですか、たちましたけれども、そのときにも自衛隊の方々に大変お世話になりました。また、直近だと東日本ですか、それから熊本等の災害にも自衛隊が活躍したということも聞いております。

そのところなんですけれども、町長、私はこの人と人のつながりというのは、自衛隊員も人ですから、常日頃のこのコミュニケーションこれが大変大事かと思うんです。この災害救助連隊、34連隊ですか、板妻の、へのこの式典の出席とかこの訪問の考えというのはございますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆町地域防災計画においては、自衛隊をはじめとする防災関係機関との連携について

詳細に明記しており、発災時においては陸上自衛隊第34普通科連隊板妻駐屯地に展開する部隊が本町の担当部隊となっております。

町ではこれら有事に備え、平時から自衛隊と「顔が見える関係性」を構築することが極めて重要であると捉え、例年、消防団出初式には連隊長をお迎えし、消防団・新入団員訓練や水防訓練での自衛官派遣依頼をはじめ、板妻駐屯地設立記念式典への参加など積極的な交流を図っているところであります。

今後も、これら相互交流の継続はもとより、自衛隊協力会や自衛官募集事務などを通じた良好な関係性の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今、34連隊のこの式典に参加しているということによろしいのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

こちらのほうの式典については11月の第4日曜日に開催しておりまして、コロナ禍のときには行けておりませんでした。また昨年については、ちょうど消防団活動のほうと日程がかぶっておりまして参加のほうはしておりませんが、それ以前のときについては、この34普通科連隊の前団体であるうちの南伊豆町というか、こちら賀茂地区の当番をしております駒門の自衛隊、駒門駐屯地のときから訪問等はさせていただいておりました。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 訪問、参加というのは町長がいらっしゃるということですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 町長が直接ということはありませんが、自衛隊協力会という形の任意の組織ある中で、その会長ないし副会長等、消防団長、副団長等で訪問させていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今後、町長が行くということもないということですか、町長どうでしょう。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

日程的に合えば全然問題なく行きますけれども、なかなか開催されるときに私が公務が重なっていたりするので、担当課ですとか消防団のほうで、本部のほうで行っていただいています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 分かりました。日程が合えば行くということで納得いたしました。

余計なことになるんですけれども、吉田茂元首相というのが、知っているかと思えますけれども、この方がこう言われたんですね、自衛隊の方々に。君たちは自衛隊在職中決して国民から感謝されたり、歓迎されたりすることもなく自衛隊を終わるかもしれない。非難とか誹謗ばかりの一生かもしれない。ご苦労なことだと思う。しかし、自衛隊が国民から歓迎されちやほやされる事態とは、外国から攻撃されて国家存亡のときとか、災害派遣のときとか、国民が困窮し国家が混乱に直面しているときだけなのだ。言葉を換えれば、君たちが日陰者であるときのほうが、国民や日本は幸せだ。どうか、耐えてもらいたい。

ここに結構深いものがありまして、重たいものとか、こういう自衛隊員が、要するに日陰者であれば、何もなければ、要するに国民とか国家は安泰だよと。私も自衛隊出身ですのでよく分かるんですけれども、あるところで電車に乗るとき、税金泥棒と言われました。今でもそれ心に残っております。しかし、やることはやってきましたのでその自負は持っております。ですから今いる後輩じゃないですけれども、自衛隊の方々に少しでもここから行っている、南伊豆町から行っている人もいますので、町長できるだけ時間を割いて訪問して応援じゃないですけれども、そういうことをやっていただきたいと思います。

次にまいります。

被災地以外のNPO等との連携ということでお聞きしたいと思います。

平成7年の阪神淡路大震災では、被災地兵庫に全国各地からボランティア活動を希望する

人たちが140万人も集まったというんですよ。ボランティア元年とこう言われております。その後、平成16年の各地の豪雨や台風被害と新潟県中越地震など、また平成23年の東日本大震災、28年の熊本地震とこの大きな災害を経て、行政、社協、NPO、ボランティア等の三者連携をはじめ、ボランティア活動の環境整備、仕組みづくり、災害ボランティア活動は進化を続けていると思います。

災害が起きますと、全国各地からボランティア団体が駆けつけてまいります。近隣被災地以外の行政組織、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等との連携など、顔の見える仕組みづくりはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、他自治体との災害時における協定を多数締結しておりますが、県内東部地区の18市町との「災害時等の相互応援に関する協定」、県外では、山梨県8市町村、神奈川県10市町を含む富士箱根伊豆交流圏市町村で構成される「災害時相互応援に関する協定」のほか、東京都杉並区を中心とする1都1道5県の9自治体で構成する自治体スクラム支援会議においては、「災害時の受援・支援計画」を定めるなど、広範囲での自治体連携を図っております。

また、本町地域防災計画では、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重し、静岡県社会福祉協議会や県ボランティア協会などと連携を図りながら、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるようその活動の支援に努め、必要な情報を的確に提供することを明記してあります。

加えて、南伊豆町災害ボランティアコーディネートの会が開催する定例会での意見交換なども実施する中で、多方面から広域的な協力が得られるよう広く情報収集に努め、引き続き各種団体との連携強化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 町の窓口は社協になるんですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

災害ボランティアの関係につきましては、町が社会福祉協議会に災害ボランティアの受入れに対する依頼をかけます。それを社会福祉協議会のほうで、その後、受付等の災害ボランティアについての窓口となる形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） その災ボラ、災害ボランティアの方々が、早い話が最終的には窓口になるということで、その方々とはこの連携はもうしっかりとできているということよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたけれども、本町にある南伊豆町災害ボランティアコーディネートの会のほうで開催する定例会の中で何回か、年に何度かお声かけいただいた中で出席させていただいて、意見交換等をさせていただいております。そのことで、それがしっかりとされているかどうかというと、災ボラさんのほうの捉え等もあるとは思いますが、今のところ連携は取れているという認識であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） しっかりと取れているということでしたので、それでは、この次の質問に入ります。

早期の災害関連死審査会設置条例ということでお聞きしたいと思います。

災害で避難生活が長引くなど生じたこの災害関連死、私はあってはならないと思うんですけども、認定するのに必要な条例改正を、この静岡県内のしていない市町が、県内で市町が15あるということが分かりました。発災後は被災対応で忙殺されて認定に時間がかかりかねないということで、災害対応に対する市町の担当者向けの説明会を開き、未改正の市町に条例改正を求めたというんですけれども、その中に南伊豆町も入っていたと。今後の南海トラフ等の大災害時、この日に備えて早期の審議会設置の条例が必要と考えますが、ご見解をお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年大規模災害時における災害関連死の割合は、全体の死者数に対し大きな割合を占めており、2016年4月に発生した熊本地震では、死者276人のうち226人が、また記憶に新しいところでは、本年1月に発生した能登半島地震においては、8月9日現在で341人の死者のうち、災害関連死と認定された方が112人に上っております。

ご指摘の災害関連死の認定については、市町村の条例に支給審査委員会の設置に関する規定の整備が必要となりますが、同委員会の設置は、災害弔慰金法の「努力義務」であることから、本年5月時点で県内15の市町で審査委員会の設置に関する規定が未整備であり、この中には本町も含まれておりました。

このような中であって、現下の情勢に照らせば災害関連死の認定事務は必須であることから、「南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例」において、支給審査委員会の設置に関する規定を追加する議案を上程させていただきますので、後ほど慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 条例が出されるということで、大変ありがたく、うれしく思います。

それで、もう一つお聞きしたいのは、この東伊豆と西伊豆はこれ条例あったんですね、あったんです、賀茂郡でね。その何て言うんですか、南伊豆、松崎、河津ですか、下田、これはなかった。その南伊豆になぜ今までなかったのか理由があれば、ちょっとネックになるものがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えします。

理由というのは特段のあれはないと思うんですけども、今町長の答弁にもありましたように、努力義務という部分だと思います。ただ、いやそれは大事だよねということで東伊豆さんとか早めにあれをしたんだと思います。ですから、当然これ最近の、何て言うんでしょうか、その定義ですよ、昔から当然あったのかもしれませんが、災害関連死というその定義が、以前からも当然これはあったのだと思いますが、そこの思いに至らなかったということだと思います。

ただ、それが悪いということではない、先ほど申し上げましたように、あくまでも努力義務だというのがございましたので、ということだと思いますので、議員のご指摘のとおり、これは当然条例を整備しなきゃいけないということで、今回お願いをするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ただね、西伊豆と東伊豆ができていて、なんで南伊豆できなかったのかなということがありましたので、何かこれネックになるものがあるのかなと思っただけで、今回こう出されて、私はその件に関しては賛成します。

次に、この町のお金の流れについて質問させていただきます。

まず最初に、この自治体の借入金についてということでお伺いしたいと思います。

私は、この積極財政についてこのいろんな批判があります。ばらまきであるとか、放漫財政だとか、そして極端な例を出されて財政破綻やハイパーインフレに向かうとか、特によく最近聞くのは、将来へのツケ回しだというような、この表現で批判されることがよくあります。これには、国の財政を家計に例える、財務省のこの説明があるんですね。それをそのままのみにしてしまうとそのような発想になってしまうのかなというふうに感じております。

私はこの積極財政を推進する立場ですから、あまり特徴的な主張をする前に、今回は根本的な事実、現実についてまず確認をしたいと思います。

1つ目は、お金はどうすれば増えるかということです。一生懸命働いて稼いだ、企業努力で売上げを増やして貯金が増えた、これはお金が増えたのかということですが、この世の中全体を見ますと、これはお金が増えたのではなく、お金が移動したにすぎない。誰かが黒字になるということは、誰かが赤字になる。結局そのようなもので、プラスマイナスゼロ、全体としては増えていないよということになります。

現実には、どうやってお金が増えるか、これは銀行から借りるとお金が増える、返済すると消えるというのは現実なんです。これ私が勝手に言っているわけじゃないですよ。これはイギリスの中央銀行、日本でいう日銀に当たるところなんですけれども、イングランド銀行の季刊誌「現代の経済における貨幣創造」というこの説明があるんですけれども、その中でも貸出しを行う商業銀行によってお金が生まれる。銀行は預かった預金を又貸ししていない、貸出し額を記帳するだけだ、こう説明しております。

私も経済に対して興味を持ち出したのは、皆さんお財布あると思うんですけれどもね、財

布が、千円札とか一万円札、これ一体何だろうかな、お金と言えれば分かるんですけども、最初の疑問がそうだった。世の中でお金が足りない、そうしたら輪転機を回せばいいんだよという乱暴な方がいるんですよ、輪転機をね。印刷すればいいと。確かにこれを印刷すればお金が増えるんですけども、そういう極端な話をされる方がいるんですけども、それってその日銀の倉庫に貯まるだけなんですよ。輪転機回してね。お金ができました、印刷しました、ただ日銀の倉庫に貯まるだけ。それをどうやって外に出していくか。

そうすると、新古典派とかケインズ、経済云々くんぬんというマルクスですか、そういういった方の経済議論というのがあります。1つの事象に対していろんな理論があるんですよ。みんな言うこと違うんですね。どうしてかなと思ったんですよ。経済というのは実験ができないんです。いきなり本番ですよ。こういろんな解釈がある。こうすべきである、ああすべきである。変わるんですね。私もある程度理解しているんですけども、イングランド銀行に書いてあることは現実と思われま。教科書とはこう違っているよと。この現実により新たな疑問が湧いた人はまた調べていただければいいかと思います。

そして、よく国が国債を発行していますよね、国債、発行して通貨を得る。これは結局通貨を発行するのと同じだよ、お金をつくり出しているんだよ。それに対して今後いろんな意見があると思うんですけども、またそれも調べていただければと思っています。

そこで、この①の自治体の借入金についてお伺いしたいと思います。

個人は収入より支出が多くなると借金が膨れ上がっていきますよね。個人の借金は収入より支出が多く、借金が膨れ上がる状況はいずれ生活が破綻してしまうため、支出の見直しや新たな収入の確保の策を考える必要があります。企業になりますと、将来の収入のため、支出、投資ですかね、節度ある借金を将来の収入のために行うこと、これは企業が成長する上で必要な投資と考えられます。

自治体です。収入より支出が多くて貯金である財政調整基金もなくなった、これはいいことか悪いことか、この多面的な方向からこのご意見を伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

財政運営の原則を表すものとして、「入るを量りて、出ずるを為す」ということわざがありますが、これは、「収入の額を正確に算定し、それに応じた支出をすること。」これを意味しており、当町においても健全財政を堅持していくために、事業の効果や優先度を見極め、

全ての歳出経費をゼロベースから見直し、固定費の削減につなげるよう日々努めているところであります。

ご指摘の、歳出が歳入を上回り借入れを起こすケースとしては、大型事業等の実施に伴い財源不足分を町債で賄うことはありましたが、財政調整基金からの繰入れに頼る決算となったのは、過去10年において平成30年度の一度だけであります。

今後もさらなる財政健全化に取り組むとともに、財政調整基金の取崩しなどに頼らない収支均衡型の財政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） そうですね、この自治体の借金としてこの公共施設や建設事業、先ほど言った、また災害復旧、この事業など単年度に多額の財源を必要とする場合です。地方債を発行して必要な資金を調達実施すると思うんですよね。このことにより財政負担を後年度、後の年度に平準化し、将来恩恵を受けることになる世代にも公平に負担を分かちことが可能となると。

先ほど言ったように、この収入より支出が多く、貯金である財政調整基金もなくなった場合、大規模災害などの不測の事態に早急に対応するための財源確保ができないことになり、町民の安全安心を守るためにも一定の財源は確保しておく必要があると思います。

それで、ちなみにこの政府なんですけれども、この現在、1,300兆とか400兆とか借金というふうに言われていますけれども、これが毎年増え続けております。これはいいことなのか、悪いことなのか、政府の借金は新型コロナ対策や物価高対応で国債の発行額が膨らみ、現在、先ほど言ったように1,300兆から1,400兆余りと過去最大で毎年増え続けている状況であります。

財政状況が一段と厳しくなっていると報道がされております。国の借金については大きく議論が分かれるところであるため一概には言えませんが、医療や介護、年金などの社会保障費の増加や新型コロナ物価高騰対策への対応など、国民を守るために必要となる予算を確保する上で必要な面もあると思います。

一般的に借金はよくないよと、そういうイメージがありますがけれども、将来的にこのお金を生み出すための支出であれば、借金をしての投資も時には必要ではないでしょうか。積極的にお金を増やしていく努力も大事なことと思います。それぞれの立場や役割によっても考

え方は変わってくるかと思います。それを同一視することはおかしいのではないかと思います。それぞれの支出が経済効果を生むという面も見なければならないのではないのでしょうか。

最初のほうに言いましたけれども、誰かが黒字の場合は、誰かが赤字になるということと言えますので、政府が黒字になったら政府以外の民間はみんな赤字ですよということにつながっていくと思います。個人の家計、企業や自治体、そして国の財政、これを同一視しているのかということは、今の比較である程度分かっていただけたのではないのでしょうか。

それでは、②の歳出削減について伺います。

経費、歳出削減と町内政策、これについてですけれども、節減についてですが、経費節減とか身を切る改革など、歳出削減の取組について伺いますけれども、一般的に無駄遣いは悪いことだと、これは恐らくどんな方でも同じような認識であると思います。歳出削減を行うと町内の経済にとってどのような影響があるか伺いたしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

歳出予算削減に伴う町内経済への影響については、一概に結論づけることはできませんが、仮に町の予算について財源不足等を理由とした大幅な歳出削減を行ったとすれば、町内の行政活動で消費される金額は減少いたしますので、そういった意味では歳出削減が町内経済に与える影響は少なからずあるものと認識しております。

30年前と比較すると、町の予算規模は大きく変わりませんが、近年における町内の事業所数の減少や、人口減少の影響などにより、以前は町内で消費・循環していた予算が、町外の事業所に流出する事象も増加しており、町内の経済規模縮小の一つの要因になっているものと考えております。

町内経済の活性化には、町内で発生したお金と町外から流入したお金を町外に流出させることなく、町内で消費・循環させることが必須でありますので、これまで同様、町発注の事業や物品購入については、可能な限り町内事業者が受注できる予算執行に心がけてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君）　そうですね、同じような認識です。削減することだけがいいことではない、きちんと優先順位をつけて無駄がないように有効な使い方をするということが重要であるということが分かりました。これから12月にかけて予算編成あります。よろしくお願いします。

最後になります。

適正な財政調整基金の積立てということをお聞きしたいと思います。

家計でいう貯蓄、貯金、これに当たるものがこの財政調整基金です。家計でいえば貯蓄が多ければ多いほどいい、これは老後の蓄えとかそういったことで多ければ多いほどいいというふうな認識は皆さんも同じだと思います。

町の場合は、本当にこれが多ければ多いほどいいのかということになるんですね。町の支出は、先ほど町長もおっしゃったけれども、町内の需要創出であり、通貨供給と同じなんです。基金が多いのは使うべきところに使っておらず、地域経済にマイナスであるというふうな考え方もできると思います。

ここで質問ですけれども、この財政調整基金は、財政規模に対してどの程度が適切と考えられますか、そしてその根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

財政調整基金は、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取り崩す基金であります。

令和4年度の地方財政状況調査によれば、標準財政規模に占める財政調整基金現在高の県内町の平均値は31.6%で、当町では36.3%、金額では13億598万円となっております。

財政調整基金残高が標準財政規模に対してどの程度が適切かを示す指標については、国などから明確な数値は示されておらず、本町においても明確な基準は設定しておりませんが、これまでと同様に、基金の性質に鑑み、財源の余裕のある年度に適切な積立てを行い、有事に備えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君）　宮田和彦君。

〔6番　宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君）　そうですね、有事と言おうか、災害と言おうか大変大事、何て言うん

ですかね、それに貯金じゃないですけども、貯蓄、基金を積み立てるといというのは大変大事なことだと思います。私もその考えには賛成しております。

一番大事なことは、町民のために使うお金はちゃんと使う、いざというときのための額を必要最低限これは別にしておく、そういう考えの基、きちんとした額を設定して運用していただきたいと思います。

質問としては以上で全部質問しましたが、あと少しお話しさせていただきます。

お金は物なのか情報なのか、ここが一番肝になってきます。物であるという発想から脱却しないと、正しい判断ができなくなってしまう。昔は金と交換ができた。兌換紙幣というものが裏づけになっているので、紙幣、通貨も物であるという考えでおかしくはなかったんですけども、現在はこの紙幣が何かに交換できるということはありません。ただの日本銀行が発行したという券です。バランスシート上は日本銀行の負債ですから、日本銀行の借金の借用を私たちは持っているということとほぼ同じであると言えます。

現在の私の認識を述べますと、お金とは需要と供給の橋渡しをするツール、道具であるというふうに認識しております。

時間も来ましたので私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、先ほどの宮田議員の質問に対し答弁したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） 先ほどの宮田議員のご質問にお答えさせていただきます。

南伊豆東小のエアコン設置工事の際、キュービクルの増強工事は実施しておりません。

以上です。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 一般質問を再開します。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（長田美喜彦君） 9 番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉勝男君。

〔9 番 稲葉勝男君登壇〕

○9 番（稲葉勝男君） 9 番議員、稲葉でございます。

1 月 1 日の能登半島地震、それから一昨日の迷走した台風10号、これまでの間に犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。この中には、同僚議員と重複して質問するところはあると思いますが、ご答弁のほうはよろしく願いいたします。

今も申し上げました、今年は1月1日に発生した甚大な被害をもたらした能登半島地震、8月8日、九州、宮崎、日向灘を震源としたマグニチュード7.1の南海トラフ巨大地震の前兆かと思うような地震、それから地球温暖化による異常気象、それと1か月以上に続いておりました猛暑、こういう状況が線状降水帯だとかそういうものを 引き起こしてあちこちで大きな被害を出しております。

我々町民への災害、防災に関する環境が一段と厳しくなったというふうに私考えている中で、今回の質問をさせていただきます。

また、80歳を超えたものですから、少子高齢化のこの現状を見ますと、非常に南伊豆地域防災計画を毎日めくるような、そういう日が多くなったような気もいたします。

それでは、まず1番目として、先ほども同僚議員が質問いたしましたが、災害関連死審査会の設置についてということでお伺いいたします。

能登半島地震から一昨日で8か月、この間この時点で死者が341人ですか、それでその中で直接死がたしか229人、そして避難生活で体調を崩すなどして亡くなられた災害関連死が112人だと。それで、これ認定されている方が21人、計362名の方がこの能登半島地震で尊い命を亡くされたということが昨日の新聞に掲載されておりました。

災害関連死を認定されるには、各自治体が災害関連死審査会の設置を条例で定めなければ

ならないとされている、これは努力義務というふうに先ほど副町長からも聞きましたように努力義務で、にしろ何しろこれは設置しなければならないと、そしてここで高齢化率の進む本町においては、避難生活のストレスや過労などで間接的な原因で亡くなるリスクは非常に大きいと思われます。

災害関連死と認定されるまで時間がかかれば、災害弔慰金の支給が、これが遅れる可能性があります。そうすると、その後の生活再建だとかそういうものに大きい影響を及ぼすんじゃないかというふうに懸念されます。

県の健康福祉部は、災害関連死審査会設置を条例で定めていないのは35市町の中で15市町だと、その中に賀茂地域で1市5町では東伊豆のみ設置されているというふうに私は認識しているんですけども、ほかのところでは設置されていないというふうに聞いております。

地震だとか水害、その他自然災害相次ぐ中で、災害を生き抜いた命をその後の避難で失うことがあつては、これはならないことだというふうに感じます。早急に災害関連死審査会設置を条例で定めるべきと思いますが、町の考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、近年における災害関連死の割合は、全体の死者数に対して大きな割合を占めております。

このような状況下において、その認定事務は必須でありますので、本定例会に支給審査委員会の設置に関する規定を追加する「南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正案を上程させていただきましたので、後ほど、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） この審査会というのは人選がね、どういう方たちがこの中に入られるのか、話聞くとやっぱりなかなかその人選が難しかったとかという自治体もあるということを知っていますが、実際どういう方々をこのメンバーの中に入れられて、南伊豆町ではやっぱりそこら辺がちょっとネックになるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

現在、ほかの市町村も含めまして、災害が起きた市町村も含めると、まず医師がマストになります。それにプラスして弁護士、それから学識経験者、それと当町でいうと現課の課長とか、現状が分かる方ということで、県内ですと大体5名以内というのがほとんどでございます。そこを解釈すると、なかなか災害時に委員さんを集める人数というのは限られるのかなということで、5名以内というのが非常に多い、中でもお医者さんそれから弁護士さんを必ず含めて実施しているということでもあります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今課長の説明で、5分以内。

〔「5名」と言う人あり〕

○9番（稲葉勝男君） 5名以内ね。それは別に、何て言うの、5名以内の中に今言った医者だとかというそういうものが含まれているんだけど、例えばその人員が確保できないという場合、下田市が設置したと、下田市で設置しているから下田市と共同で、共同と言ったらおかしいけれども、それで委員会というのを設置するとかと、そういうことは可能か可能じゃないのか。やっぱり南伊豆に在住している人じゃなきゃ駄目なのか、その辺はどうなのですか。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

近くで言いますと、熊本地震のときに複数の市町村が災害起きました。そのときに、国の指針、あくまでも国の指針は、災害に関与して亡くなられた方とか、そういう方ということで、それを判定するのは各市町になります。その中で、市町によって認定の乖離が起きることが実際あります。熊本地震のときには、その複数の十数市町が共同開催という格好で弁護士さんを2名、それからお医者さんを2名固定をして、その方たちが各市町の認定審査に当たるという方式を取っています。それは、あくまでも各市町村がお願いして共同で開催をしたというのが現実であります。

また、もう一つは、そのときに1つあったのが、自治法上で市町が今度は県に委嘱することができます。この審査会を。県にやってもらうという手法もあります。ですから、そうい

う中で人員が確保できなかったりとか、複数による市町のときに乖離が出ないように共同でということは実例としてはございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 分かりました。

いずれにしても、これ非常にこういう有事のときに必要な組織というかあれだと思うんですよ。ですからぜひ南伊豆も努力義務だけじゃなくて、もう1か月以内、あるいは2か月以内とかという、早急にこれを立ち上げることが私は必要だというふうに思います。重ねて言うようですが、みんな少子高齢化の進んでいる中、高齢者の多い地域では特に避難所で体調を崩したりとかそういう不幸なことに遭わない、遭われた方に弔慰金が、何て言うんですか、弔慰金がその人たちに非常にいい方向で使われるような、そういう方向にいくためにもぜひこれは町長急いでやっていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

続いて……

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） 失礼します。

先ほど説明の中で医師と弁護士というのが基本的にというお話ですけれども、今回上程する条例には、医師をマストとして、ほか町長が特に任命する方というふうに条例はうたっています。ただ、基本的には想定はそういう内容の想定ということで、本来ですと議案で説明するところでした。

失礼しました。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） それでは、次に質問させていただきます。

災害発生時における避難所の整備状況ということで、大まかですけれども、こういうタイトルで質問させていただきます。

「南伊豆町地域防災計画 共通対策編」に記されております2次的避難所の整備及び運営等についてお聞きしたいと思います。

2 次的避難所には、避難所の福祉避難所、2 次的避難所の中には福祉避難所と 2 次的避難所があるわけですね、それに分類されます。

まずその福祉避難所ですが、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療ケアを必要とする方など、配慮、要配慮者を受入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定しております。町の指定福祉避難所は、社会福祉法人南伊豆厚生会賀茂老人ホーム、社会福祉法人南伊豆福祉会さしだ希望の里、介護老人福祉施設みなとの園、同エクレシア南伊豆の 4 施設が指定されております。この 4 施設は本町の福祉行政の中核をなす施設であり、福祉避難所としての大役を担うものとして期待されているものであります。

ここで、能登半島地震での石川県内 7 市町の福祉避難所開設の状況について被災後の 1 月の 20 日頃でしたか、共同通信が取りまとめたというのは何新聞でしたか載っていました。内容は、開設予定の福祉施設が損壊、断水、施設職員が被災、避難して人手不足で 87 施設のうち開設できたのは 19 施設、このような状況が出ておりました。我々、私たちの本町におきましては、一般避難所の福祉機能を強化することと、そういうもので補うことじゃないかなと思いますけれども、当局のほうどういうふうな考えでいるかちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の福祉避難所については、災害対策基本法の規定に基づき、市町村において指定する避難所の種別の一つで、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々など、いわゆる「要配慮者」を滞在させることを想定した避難所として定義されるものであります。

本町では、令和 4 年度において「南伊豆町福祉避難所設置運営マニュアル」を改定しており、福祉避難所については、指定避難所の一部スペースを活用するほか、議員のおっしゃられた町内の高齢者施設 3 施設、障害者支援施設 1 施設と「災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定」を締結し、受入れ態勢の確保を図るなど、体制整備の充実に努めているところであります。

また、2 次的避難所においては、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される方を、原則 7 日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とした避難所として定義されており、福祉避難所も含めた宿泊設備の整った民間施設を指すものであります。

福祉避難所以外の 2 次的避難所の確保に向けては、受入れ時の調整等のほか多くの課題が

山積しておりますが、大規模災害への対応策として早急に検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今町長のほうからお話しがありましたけれども、私が先ほど申しましたその施設が、施設が要するに被災したということ、今避難する施設が被災した、そしてそこで働いている人たちも自分の家が被災してこっちへ来られない、そういう、要するに幾ら施設を指定してあってもそれが機能を果たさないというのが往々にしてあったというのがこの能登半島沖地震のときです。それで、これを解消すると言ったらおかしいけれども、そのいろんな条件が地震も出てきますけれども、例えばこういうことを事前に防ぐというのはおかしいけれども、対応できるような、対応するようなことに何か町のほうは考えている部分ありますか。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

福祉避難所のマニュアルでいいますと、まず指定避難所、これが長期的に、うちのほうでいうと6か所ですね、そこが通常長期的に避難をする避難所となります。そこに収容して福祉避難所に行くのか、どうするのかという福祉トリアージをそこで実施します。その時点で医療が必要な方、もう既に介護の入所が必要な方、その時点でそういう施設へ町外、町内含めて行ってもらわなければならない。

福祉避難所というのは、要支援者の中でも一番在宅介護のような方で介助が必要だと、そういう方が福祉避難所の対象になるということになります。

その介護施設等が大丈夫かどうか、まず確認をして、そこが何人受けられますよというお話の中で、そこに行っていただく方を決定します。残りの方は基本的にはその指定避難所のほうの一画を福祉避難所スペースとして介助できるようなスペースを取りたいというふうに思っています。

それ以外に、一番困るのは、障害者の方で環境に慣れない方はなかなかよそに行っても環境に慣れなくて余計ストレスになってしまうというような方もありますので、それは今後の課題ということになろうかと思います。ですから、最終的にはそこで賄えないようでしたら、1つ考えられるのは、熱海のように一時的にホテルとか宿泊施設等を協定を結んで行ってい

ただいている間に、DMA Tそれから介護関係のDWAT、そういう方たちが訪問をしなからストレスを感じないように一時的に収容するというのが、現実的には過去の例を見ますとやっているということになるかと思います。

全ての施設が被災をするものですから、当然ながらそういう状況はありますので、それは県だとか各市町と協定を結んでいるところとか助けを受けながらやっていくというしかないのかなというふうに判断できると思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 課長の説明は分かるんですけども、例えば熱海の施設に搬送するとかということ、これやっぱり有事のときにそれが可能だとは思うんですけども、なかなか大変な部分もあります。

ひとつ私考えるには、この普通の一般の避難所、一般の避難所を福祉避難所的に大改造するというのは、これはまたちょっと違うんですけども、対応できるような施設を導入したりとか、そういうやり方で一時しのぐ、しのぐと言ったらおかしいですけども、できるんじゃないかなというふうに考えているものですから、その辺は町のほうはどういうふうに考えているのか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

福祉施設が避難所となっているところが被災して、職員の方も被災者となって出勤ができないような状態、これは役場本庁でもやっぱり同じことであって、職員が被災したら職員が早急に参集するんですけども、やはり被災者となって参集できないというのも多々考えられます。

今、伊豆半島の7市6町首長会議の中でも協議が進んでいるところですけども、例えば大地震で津波で災害が起きたときに、海岸区域を有する市町はほとんどが被災してしまいますので、今後の被災後の対応というのが大変難しい。しかしながら、伊豆市の修善寺地区ですとか、伊豆の国市とか海にあまり接していない地域に関しては、そういう皆さんの仮設住宅ですとかその後の受入れ体制を取ろうじゃないかということで、今協議が始まりつつある、まだ始まっていないんですけども、始まりつつあるということで、伊豆半島全体でまず伊

豆の防災を考えようということが今進んでおります。

その中でも、議員の今おっしゃったような事例に対してもそういうところで受入れてもらうというのが、なかなか道路やいろんな状況がそのときどのような状況になっているかというのも不透明ですけども、やはり地元の施設で受入れが困難な場合は、ちょっと近隣の離れたところの自治体のほうにお願いするということも可能かと思いますので、引き続き7市6町首長会議も含めた中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今町長言われたように、防災計画の中でもこれたしかうたってやっていたと思いますから、そういう方法がぜひ確立されるような、これから各市町の首長との話し合いというか、それぜひ進めていただきたい、このように思います。

続きまして、2次的避難所であります。

2次的避難所は町指定の避難所に長期にわたり避難することで、健康に支障を来すと判断された人7日間受入れ、健康を回復させることを目的とするということに、こういうふうに防災計画の中にはうたってあります。

大規模災害により多数の町民が長期間の避難生活を余儀なくされた場合、宿泊施設等を避難所として確保するよう努めると、そして大規模災害により事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努めるとされておりますが、この中で協定を結んだ宿泊施設というのは町内でどのような形になっているか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

町としてこの町内宿泊施設との協定というのはまだ結ばれておりません。ただ、上の静岡県とホテル旅館同業組合でしたかね、ちょっと正式名称は違うかもしれませんが、県のほうとは、県が結んでおります。その中で本町のほうも旅館組合さんのほうはその傘下に入っている組織となっておりますので、直接的な形で施設ごとの契約は結んでおりませんが、組合といった形のものとして静岡県のほうでは結ばれておるという状況でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔 9 番 稲葉勝男君登壇〕

○ 9 番（稲葉勝男君） 今室長のほうから説明いただいたんですけれども、こういうとき、やはり能登半島地震でも感じているんですけれども、やはりこの宿泊施設、大きい宿泊施設、要するに旅館がある地域というのは本当にそういう意味では強みがあるというふうに私も感じております。しかしこれは、やはり個人のものであるから、ちゃんともちろん県がそこに入って契約だとかやるあれでしょうけれども、その個人のものであればこちらが言うように一方的にどうこうということは言えないんですけれども、ぜひそういう協定を結べる旅館なり宿泊施設を、南伊豆町でも最近宿泊施設は少なくなったんですけれども、ぜひ呼びかけて、皆さんに、それでご協力いただくというふうにしていくのがあれだと思うんですけれども。

今後、町内の宿泊施設と町というような形を作っていただきたい、どうでしょうかその辺。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

今議員おっしゃられたとおり、こちらについてはなるべく早い時期にまずは宿泊施設の代表者の方とお話しさせていただいた中で、協定等結べるような形に持っていければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔 9 番 稲葉勝男君登壇〕

○ 9 番（稲葉勝男君） 持ち時間30分ですので、ちょうど時間になりました。これをもって私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

令和 6 年 9 月定例町議会

(第 2 日 9 月 4 日)

令和6年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月4日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 5号 令和5年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 6号 令和5年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第68号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第69号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第70号 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第71号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第72号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第73号 南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第74号 南伊豆町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第75号 工事変更請負契約の締結について（令和5年度町道落居度改良工事（第2工区））
- 日程第13 議第76号 令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議第77号 令和6年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第78号 令和6年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第79号 令和6年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第80号 令和6年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第81号 令和6年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第82号 令和6年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第83号 令和6年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議第84号 令和5年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 2 議第 8 5 号 令和 5 年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 議第 8 6 号 令和 5 年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 議第 8 7 号 令和 5 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 議第 8 8 号 令和 5 年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 議第 8 9 号 令和 5 年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 議第 9 0 号 令和 5 年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 議第 9 1 号 令和 5 年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 議第 9 2 号 令和 5 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 議第 9 3 号 令和 5 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 議第 9 4 号 令和 5 年度南伊豆町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 議第 9 5 号 令和 5 年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	1 0 番	清 水 清 一 君
1 1 番	齋 藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	山 田 日 好 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君
商工観光課長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健康増進課長	宮 本 利 江 君	福祉介護課長	高 橋 健 一 君
教 育 委 員 会 長	佐 藤 由 紀 子 君	生活環境課長	高 野 克 巳 君
教 事 務 局 長			
会 計 管 理 者	菰 田 一 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣 田 哲 也	主 事	齋 藤 郁 美
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和6年9月南伊豆町議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 比野下 文 男 君

9番議員 稲 葉 勝 男 君

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 安 藤 広 和 君

○議長（長田美喜彦君） 1番議員、安藤広和君の質問を許可します。

安藤広和君。

〔1 番 安藤広和君登壇〕

○1 番（安藤広和君） おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきたいと
思います。

今年も非常に暑過ぎた夏の海水浴シーズンも終了し、いよいよこれで夏は終わりではなく、
当町においては、このヒリゾ浜のシュノーケリングとかそういった透明度が増す海のイベン
トも始まってくると思います。特に、昨日同僚議員も言いましたハンマーヘッドシャークな
どのスキューバダイビングですとか、サップ、カヤック、そういった南伊豆の海というのは
これからある意味第2シーズンという形で進んでいくかと思っています。

また、それに伴いまして、今週末にはアウトリガーカヌー大会が弓ヶ浜から子浦までのコ
ースで行われたり、商工会青年部が夕涼み会というイベントなんかをやって、やはりこの町
は海を使っていろいろなイベントがまだ9月、10月でもできるなというのが分かると思いま
す。ぜひ、今後ともこういったものを進めていけたらなと思います。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問としましては、2つ質問させていただきたいと思います。

1つ目は、道の駅の利用状況とサービス拡大について。

2つ目は、河津桜の保護と剪定した枝の活用推進についてとなりますので、よろしくお願
いいたします。

道の駅「下賀茂温泉湯の花」は、県内20番目の道の駅として2009年7月31日に登録、10月
1日に供用され、現在は指定管理者である南伊豆町観光協会、農林水産物直売所「湯の花」、
資料館によって、観光立町である南伊豆町の玄関口としての役割を果たし、利用も拡大して
いると認識しております。開業後15年となり、老朽化からの維持管理作業も必要となります
が、大切な町の玄関口であり、南伊豆町の観光の拠点でもあることから、さらなる役目を果
たしていただきたいと考えます。

まず、道の駅全体や直売所の利用状況について、地元客や観光客の顧客数や売上額の推移
などはいかが、担当課長にお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

道の駅の利用状況、顧客数につきましては、過去5年間の推移を申し上げますと、地元客
と観光客との区分はできてはおりませんが、平成31年度19万7,224人、令和2年度16万5,618

人、令和３年度16万7,168人、令和４年度15万9,224人、令和５年度16万5,115人と推移しており、コロナ禍にあって若干の増減が見られているところでございます。

ただ、今申し上げた数値につきましては、湯の花直売所及び観光協会を訪れた方の数でありまして、ただ単に駐車場を利用した方は含まれておりませんので、その旨を申し添えさせていただきます。

また、公表されています特定非営利活動法人「南伊豆湯の花」の資料によれば、直売所運営事業収入といたしまして、平成31年度8,623万3,580円、令和２年度8,818万533円、令和３年度9,742万7,573円、令和４年度１億1,142万9,779円、令和５年度１億2,708万6,256円となっており、こちらは堅調に推移をしております。

ちなみに、令和５年度につきましては、総売上額が３億2,086万円となり、創業以来最高額とのことでございます。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔１番 安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君） ありがとうございます。

今、数字をお聞きますと、直売所、特に令和５年度、倍増というかなり上がっているんですけれども、この倍増しているのはどういう理由かというのは町のほうでは把握していますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

関係者に聞き込みをいたしましたところ、出荷者の頑張りやイベント開催、イベント開催の例を挙げさせていただきますと、ＪＲ戸塚駅、伊東マリンタウン等での販売、また楽しめる売り場づくりの創造などが売上げの増加につながったということでお伺いしております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔１番 安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君） ありがとうございます。

まさに、湯の花さんを見ていると、毎月何かしらどこかイベントをやっているなというのを私も感じていまして、行くお客様はやはりそういうのを目的にしている方も、特に地元のお客様がイベントを目標に、たまたま来たお客様はラッキーだったなという感じで喜ん

でいるのかなというのが見られました。

先日、ちょっと湯の花の事務所のほうお邪魔させてもらって、ちょっとお話を聞いたときに、事務所の中の壁にちょっと張ってあったスローガンというのがあったもので、こういう理由で伸びているのかなと感じたので、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

扉のところに「湯の花スローガン」と書いてありました。「みんなのことをみんなで助ける精神で湯の花をそして地域を発展させる。これまでの常識にとらわれず、ひとりひとりがよい方法を考え、思いついたらまず実践、できない理由は後回し、できる方法から考える」。

まさにこういった手法がスタッフ一人ひとりにつながっているからいろいろな案が出て、新たなこと、そしてまずやってみようということが進んで、この数字になっているのかなと思いますので、我々もこれを見習って、今後はやっていきたいなと感じました。

次に、道の駅の利用者の声を把握する仕組みはあるのでしょうか。また、その内容は、役場や指定管理者は把握しているのでしょうか。把握している場合、要望や課題と言える内容はどのような内容なのか伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

利用者の声につきましては、現行の指定管理者である南伊豆町観光協会からの聞き取りと、特定非営利法人「南伊豆湯の花」に寄せられたお客様の声などを確認しており、これらによれば、「南伊豆町の観光地へのアクセスがしやすい位置取りなので便利に使えている」、「南伊豆地区のおいしいものがそろっている」、「建物が古い、トイレが離れたところにある、ゴミ箱がどこにあるか分からない」、「土産用の箱入り菓子などがほとんどないので困る」などという声がありまして、好意的なものから厳しいご指摘まで様々な声が寄せられていると伺っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

利用者の声というのは、よい言葉もあれば厳しい声もある、これは個人個人の意見ですので、全部がなかなかそのとおり訂正するということは難しいとは思いますが。

ただ、改善すべき点を指摘されて、できることに関しては速やかに対応できるように、道の駅として今後動いていただけたらと思います。

今、その中でごみ箱の話が出ましたが、今現状、道の駅外側にはごみ箱がないんですけれども、こういったものは今後設置等は難しいのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

最初のごみ箱もあったような気がするんですね。それで、実際のところ、かなりのごみの量また分別等がされていない状況というのを踏まえて、恐らくごみ箱というのが今撤去されているような状況かと思います。

確かにああいふ場所柄、あったほうがいいのかなという部分も感じているところがありますので、今後ちょっと検討課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

実際、ごみ箱を確かに昔自販機の横なんかに空き缶入れとかもあったんですけれども、ただそれ以上のごみが集まっている。家庭ごみのようなものが集まっているというのを見たことがあります。そうすると、なかなか設置するのは非常に難しいかと思うんですけれども、できれば、例えば道の駅の湯の花直売所とか観光協会側のほうとか、そういったところで24時間ではなく、営業時間内だけ入れるようなごみ箱とか、そういったものがあると非常にいいのかなとも感じます。

やはりごみって確かにそこで使ったものをそこで処理するというより、どちらかというとペットボトルなんかは、買ったものをそのまま車に積んで次のところで捨てるというような感じが多いかと思います。ただ、こちら観光地でもありますので、極力引き受けられるものは引き受けるという体制を取ったほうが、観光地としては優しいのかなと感じますので、ぜひまたご検討いただければと思います。

次に、現状の道の駅のサービスや有効活用に向けた課題についてお伺いします。

訪れる観光客等の話を聞くと、「道の駅なのに食事どころがない」との声が多く聞かれますが、このような声は届いていますでしょうか。買い物や食事をワンストップで済ませたいという顧客ニーズを考えると、観光地の道の駅としての観光客のニーズに応える食事どころ

は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

食事どころがないというご意見は、先ほどご紹介させていただいた特定非営利活動法人「南伊豆湯の花」が取りまとめた資料により確認をしております。

食事どころの開設については、通年営業による費用対効果への懸念や、近年、下賀茂かいわいに増えてきた飲食店への影響なども考慮し、看過してまいりましたが、今後においては、令和４年度に整備した湯の花直売所裏手にあるイベント広場の有効活用も兼ねたキッチンカーやテナントの出店、大手有名外食店の移動販売車などでの営業など、さくらまつり期間に限らない飲食場所の展開なども視野に入れつつ、適時検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔１番 安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君） ありがとうございます。

確かに、町内の飲食店への配慮というのも分かりますけれども、テレビの旅番組やYouTubeなどを見ていると、道の駅イコール買い物と食事がセットになっている施設というように感じられます。顧客のニーズやメディアの誘致などを考えると、道の駅には常設の食事どころがあったほうがよいのではと考えます。

ただ、しかし、費用がかかる話でもありますので、今後の課題として検討をお願いしたいと思います。

次に、直売所裏手の新設したスペースについてお伺いします。

数年前に直売所湯の花の裏手を整備し広いスペースができましたが、その利用状況を見ると、みなみの桜と菜の花まつりの出店会場として約１か月利用されているのみであり、それ以外は関係者の駐車場としての利用になっているように見えます。もっと有効活用が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のイベント広場の活用については、さくらまつり以外での有効活用がされていない現状を受けて、何らかの打開策が必要と考えております。先ほど申し上げた飲食店関連テナントの営業や観光協会、湯の花直売所等によるイベント開催などを想定しておりますが、会場が建物裏手にあるため、来場者の目につきにくいという課題などもあり、案内看板や誘導サイン等で効果的な対応など検討してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） そもそも裏手の新設スペースは、どのような利用目的と計画で整備されたのかお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

メインの活用といたしましては、今もやっているところなんですが、さくらまつりのときの出店、そちらをメインとして考えさせていただきました。

それで、その次の段階として、今、議員もおっしゃられたさくらまつり期間以外での活用という部分を想定していたところなんですけれども、そこがうまく進んでいないという現状でございます。

今後においては、今、町長も答弁されたとおり、いろいろな活用の仕方、観光協会、湯の花あたりがメインになってきていただければ誠にありがたいところなんですけれども、その辺を中心としてさくらまつり以外の期間でもキッチンカーとかが来て、要は裏で何かやっているよということがうまくサインとかで表せれば一番いいのかなという部分で、その辺をうまく検討してやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

課長のおっしゃるとおり、やはり定期的に何かをやっていれば、そこに人って集まるものなので、やはり年間計画等を立てて、軽トラ市みたいなものであったり、音楽イベントであったり、やはりあそこに行けば何かやっているぞというものを進めていくというのがいいんじゃないのかなと思います。

また、その新設スペースをするに当たって、残念ながら足湯がなくなってしまったと。いまだにあの足湯が欲しかったという声も非常に多くて、ネット等で調べてもいまだに道の駅「下賀茂温泉湯の花」を紹介するページはかなりのところに足湯があるという表記があります。できでしたら、こちら、新たにまた足湯を作るというのもそれも非常に難しいと思うんで、ただ、それを期待して来るお客さんもないことはないと思いますから、できればそういったもの、ホームページ等いろいろなところの紹介欄もちょっとチェックしていただいて、削除する部分は削除を依頼するとか、そういった形にしたほうがいいんじゃないのかなと感じますので、よろしくお願いします。

次に、道の駅の展示館の活用についてお伺いします。

現在、道の駅の展示館は、町の重要な文化財である日詰遺跡などの土器や歴史的な資料などが展示されております。とても貴重なものだと思えますが、町の玄関口である道の駅のさらなる活性化から、限られたスペースの有効活用として、今後飲食系の活用など観光客に利する活用の検討が重要と思えますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

道の駅に設置する展示館については、現在、本町の代表的な埋蔵文化財である日詰遺跡、日野遺跡の土器等の出土品を中心にしながら、下賀茂温泉や石切り場関連の物品の資料展示もされており、町の歴史を理解する上でも大変貴重な場所、施設であると認識しております。今後においては、より多くの方々へのさらなる周知を図り、魅力的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

文化財等の展示の重要性は理解しますが、道の駅の一等地である展示館の有効活用として考えると、先ほども言った飲食店スペースや現在課題となっているチャレンジショップの場所の確保としての活用も併せてご検討いただけたらと思います。

商工会にも飲食系の起業相談などが来ております。せっかくなら人の集まる場所でまずチャレンジしていただいて、この町に何とか居ついていただけたらと、そういうきっかけにな

る場所にも使えたら、今後の課題として検討いただきたいと思います。

最初に述べましたように、道の駅「下賀茂温泉湯の花」は観光立町である南伊豆町の玄関です。役場、指定管理者、直売所が一丸となり、今まで述べさせていただいたこと以外にもアンケートでの指摘事項や改善テーマを机上に乗せ、優先順位を持ってサービス改善に取り組んでいく必要があると考えます。

そのためにも、定期的に情報共有や意見交換の機会を作る必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

まさに議員おっしゃるとおり、今までそういう会議というんですか、情報共有やってこなかったなというのは反省しているところであります。

今後においては、指定管理者である観光協会、それで道の駅のメインの湯の花直売所、そちらと町と定期的に協議する場を設ける形で、ちょっと提案はしてみようかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

新たな取組となるように期待しておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、河津桜の保護と剪定した枝の活用推進について質問させていただきます。

本年のみなみの桜と菜の花まつりも25万5,000人の来場者で、盛況のうちに閉幕しました。夏のシーズンと並ぶ春のさくらまつりは、町最大のイベントでもあります。これも先人たちが植えた桜のおかげであり、この大切な桜並木を後世に残す責任が我々にはあると考えます。

昨年的一般質問でも河津桜の保全について取り上げさせていただきましたが、その後の検討内容を含み、この町の重要資源である青野川の桜並木の保全活動の現状認識と今後の方針について伺います。

まず、改めて現状の保全内容を確認しますと、現在、青野川の桜並木の管理は、主に観光協会から農協へ無償で依頼し、農協管理の下で下田高校南伊豆分校やボランティアの協力により、年に1回11月頃剪定作業が行われていると認識しております。また、剪定した枝は廃棄されるのではなく、分校の授業の一環として河津桜の枝の束として製品化され、農協経由

で市場へ出荷されております。その出荷された製品は、旧正月を祝う台湾やシンガポールなどへの輸出が決まっており、全て買い手が確定していることから、ビジネスとしても優良な内容ではないかと思います。また、この収益は、経費を差し引き観光協会へ還元されているということです。

本スキームは、実質農協任せと感じられますが、農協からのヒアリングでは、管理すべき桜の本数や剪定範囲の不明確さ、剪定作業のボランティア体制の不安などから、桜全体の剪定に何年かかるのか不明と心配されております。また、今後のボランティア形態での農協の支援継続も行っていただけなのか不安を感じます。なお、出荷した枝は全て買い取られることから、出荷量が拡大すれば収益も拡大するなどの話もあります。

町として、このような状況や課題は認識しているかお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、青野川沿いの桜並木の管理状況については、毎年定期的とまではいきませんが、病虫害の発生等により専門的な措置が必要となった場合は、必要に応じて町観光協会が造園事業者等に対応を依頼しております。

それ以外については、車両通行に支障を来す場合のほか、強風による破損が生じた場合など、町職員、観光協会職員にて剪定を実施しております。

ご指摘のありました農協や南伊豆分校、関係諸機関において実施している作業等については、当初、南伊豆分校から河津桜の切り花について研究の題材として活用したいとの申出があり、この申出に協力する形で剪定枝の提供、剪定作業の支援を行ったと聞き及んでおります。

しかしながら、近年、分校においては、河津桜の切り花の研究が一段落し、剪定枝が不用となったことから、継続していた当該事業についてもその目的が不明確となり、リーダー不在の状況となっております。

桜の剪定は、量的な違いはありますが毎年実施している作業でもあり、関係諸団体等のご協力が得られるものであれば、さくらまつり実行委員会の財源確保の1つとして開花シーズンでの切り花の配布や販売に向けて実行委員会で検討されるよう提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

剪定については、計画的ということではなく、その都度、町職員、観光協会職員が対応しているということで理解しました。

併せての確認ですが、分校は河津桜の切り花の研究が一段落し、剪定枝が不用になったということですが、今後、この事業はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

事業といたしまして、一番今後続けていくに当たって核となる部分というのが分校さんの持っている施設ということになると思うんです。その部分で分校さんに確認してみたところ、研究の題材としては一応終わっているんですが、今後、そういう形で協力要請があれば応じたいというお話伺っていますもので、そういう部分では何とか続けていく地盤はあると思いますので、なるべく続けていけるように、ちょっといろいろな諸機関と協議をいたしまして検討していきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

ぜひ、やはり地域の高校がこういったさくらまつりに携わるというのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ継続していただけたらと思います。

また、私も昨年、その作業に参加させていただいたんですけども、切った枝を保管する場所というのがやはり分校さんの施設が非常に助かっておりまして、出荷するものはたしかその桶に全て120センチで合わせて入れたと思います。

今後についても、まだまだ出荷を伸ばすという手も1つですが、もう一つとしては、やはりこれからさくらまつりの観光PRのとき用に桜の枝をかなり用意しておいて、例えばJRさんなんかでもよくさくらまつりの頃になると駅なんかでPRをやってくれますけれども、そういったところに無償で提供するですとか、今ちょっと台湾とのつながりがうちのほうもそんなに進んでいないので、逆に張處長とかそういうところを介して、例えばですけども中華街なんかで飾りたいところがあったら募集して飾って、その代わり、そのお店にさくら

まつりのポスターを張ってくださいよとか、そういった交換条件じゃないですけども、そういった形でどんどん切った枝は廃棄することなく全て使い切るという形でやっていけたらいいんじゃないのかなとも思っております。

次に、桜の保全や剪定枝の活用方法と保全管理体制について伺います。

先ほども申しました剪定した河津桜の枝の製品化は、町のブランド戦略やSDGsの観点からも大変よい取組と考えます。また、近年のさくらまつりの時期に観光客をターゲットとして桜の枝束をお土産として販売する方たちが見受けられ、これはみなみの桜と菜の花まつりにマッチした商品と考えます。

輸出用の河津桜の枝は120センチという規定がありますが、剪定作業時にそれに満たない枝もあり、剪定枝の有効活用の観点からこれらの規定外の枝をお土産品としての製品化も有効と考えます。

以上を踏まえ、河津桜並木の管理と剪定枝の製品化体制について質問いたしますが、隣の河津町では、町が桜守人制度を構築し、町民や関係者が参加しての桜の保全活動をはじめ、さくらまつりでのご案内など観光分野まで幅広く活動しています。当町においても剪定計画の整備や枝製品の拡充をはじめ、観光分野など様々なさくらまつり支援をするよう役場のリーダーシップの下、観光協会、農協、ボランティアと連携した桜の管理体制の改善が重要と考えます。現在の町の考えや具体的計画があれば伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

青野川沿いの桜は、昭和61年から62年にかけて河津桜、ソメイヨシノなどおよそ600本が湊大橋から十八通橋の間に植栽されました。これら桜は、当初から38年余り経過しておりますが、現行における観光資源として今後の保全管理が極めて重要であると認識しているところであります。

本町では、河津町において展開されている「桜守人」による保全管理など、制度化されたものが構築されておらず、行政や観光協会が主体となった管理を行っている状況にありますが、本年度、さくらまつり実行委員会を対象とした講習会を静岡県桜の会から講師を招聘し実施する予定でありますので、好評であれば町民向けの講習会についても開催し、保全管理を支援する団体の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、剪定枝の活用等においては、このような活動が町民に浸透するなど、機運の高まり

を勘案した中で展開が必須であると捉えておりますので、現時点では、前段階として道の駅やオーシャンパークでの配布、販売の可能性について模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

保全管理を支援する団体の育成にも取り組んでいきたいとのご回答ですが、さくらの保全是急務であり、具体的な計画はいかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

具体的な河津町さんで定められているような保全計画みたいなやつというのは、当町ではまだ策定はしてございません。ただ、先ほど町長の答弁にもございましたように、とりあえず委員会を対象といたしました講習会を実施いたします。それが本日の2時半からという形で開催をいたしますもので、議会の進捗状況によりけりで私も出席したいなと思いますし、実行委員であります安藤議員にもぜひ出席はしていただきたいなと思いますので、第一歩としては、これでとりあえずは1歩は歩めたのかなというところを感じております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

先日、河津町で開催された河津桜守人の会主催の河津桜育成管理講習会に参加させていただき、河津桜守人の会と熱海桜のアドバイザーでもある樹木医の加藤先生のお話を伺ってきました。河津桜保護育成計画を中心とした説明があり、特に樹木医の先生の「桜の寿命は環境と手入れで伸ばせる」という言葉が印象的で、まさに我が町の桜並木に必要な言葉だと感じました。役場が事務局となり河津桜守人の会約30名が参加しており、「河津町を日本一の河津桜の町にしよう」という合言葉の下、河津桜に対する参加者の熱意も感じました。

我が町の青野川の桜並木も官民一体となって保全活動に力を入れるべきだと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君の質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 03 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第 5 号の上程、説明、質疑

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

報第 5 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第 5 号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率となる 4 指標の令和 5 年度数値について、監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。

また、実質公債費比率は 3 か年平均で 7.6%、将来負担比率は「なし」となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告に代えさせていただきます。また、この後の報第 6 号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第6号の上程、説明、質疑

○議長（長田美喜彦君） 報第6号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る水道事業会計、公共下水道事業会計、漁業集落排水事業会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会にご報告するものであります。

水道事業会計をはじめ、全ての会計で資金余剰金が出ているため、資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第 6 8 号及び議第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第68号及び議第69号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2に基づく基本理念の下、同法第2条の規定をもって地方公共団体に設置されております。

現教育委員会委員である山田浩委員の任期が本年10月30日をもって満了することに伴い、人格高潔、教育・文化に識見を有する同委員を引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、山田浩委員の履歴は別紙のとおりでございます。

引き続き、議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案も同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員会委員である井上伸悟委員が本年10月30日をもって任期が満了いたします。このため、同委員の後任として、同法第4条第5項で規定する保護者枠として、人格高潔、教育・文化に識見を有する南伊豆町上賀茂在住の白津理穂氏を新たに委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、白津理穂氏の履歴は別紙のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を明示し質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第68号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第69号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第69号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第70号及び議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第70号及び議第71号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、災害で避難生活が長引くなどして生じた災害関連死の認定に関して、所要の改正を行うものであります。

具体的には、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、その死因が自然災害の影響によるものであるか否かを審査する支給審査委員会の設置に関する規定を追加するもので、委員構成においては、医師のほか、必要と認める者を任命するといたします。

引き続き、議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第70号において新たに規定する災害弔慰金等支給審査委員会委員に係る報酬額を定めた本条例の一部を改正するもので、報酬額は日額4,500円、半日額3時間未満3,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を明示し質疑してください。

大年議員。

○3番（大年美文君） それでは、質問をさせていただきます。

これは同僚議員の一般質問の中であった災害関連死、これに関係することですが、この16条の追加、申し訳ない、4行部分の追加で、いわゆる関連死の審査、この4行を追加することで全てをカバーできるのか。担当課長の話ですと、介護におけるDMA Tですとか、県の医師の派遣、こういうところまでこの文言を追加することによってカバーができるのですか、教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

昨日の答弁の中でDMA Tとかそういうものについては、それは全く別のお話となります。今回のこの委員会の設置というのは、あくまでも弔慰金の支給に当たってこの方が災害の関連死であるかどうかという認定をする審査委員会ということで設置をするものであります。以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年議員。

○3番（大年美文君） それはそれで分かりました。ただし、やはり災害関連死という言葉、甚大な災害なわけですね。当然です、これは、避難しているわけですから。

そういった中で、例えば町長の委嘱するお医者さんが、恐らく町内なのか町外なのか、それはあれでしょうけれども、そういうことも含めて検討していかなければならない課題じゃ

ないかなと私は思うんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

これについても昨日いろいろ説明をさせていただきましたが、災害の状況によってなかなか町内の医師の方とか弁護士の方はおられなかったりとかそういう状況もあります。それから、広域にわたって災害が起きて、認定に関して標準化というか、そういうものも加味しますと、そのときの状況に応じて任命をして、その審査に当たっていくというような形になるかと思しますので、その状況、状況、災害の大きなものか当町だけの災害なのかとか、そういうもので任命する方をまず選定していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 分かりました。

ぜひ、落ちのないような、これ条例の一部改正ですので、今後も反映していただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第70号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第71号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第71号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第72号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、国民健康保険法第127条第1項の規定から被保険者証の返還に応じない場合における過料の規定が削除されることに伴い、過料を規定する本条例第12条からも同様に削除するものであります。

なお、この条例は、令和6年12月2日から施行し、施行日前にした行為等に対する罰則の適用については、従前の例によるものといたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第72号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第73号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度における公共下水道事業及び漁業集落排水事業の公営企業会計化を契機とした使用料の引上げについて、公共料金審議会からの答申内容を本条例に反映させるものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第73号の内容説明を申し上げます。

本町の公共下水道事業については、平成13年度の供用開始以来、使用料は据え置かれて運営されておりました。

このような中で、令和5年度から漁業集落排水事業と合わせ公営企業会計化がなされ、今後の下水道の在り方や浄化槽促進区域における浄化槽維持費との比較など、総務省派遣アドバイザーをお迎えし、調査・研究を重ねてまいりました。

さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたが、最低でも維持管理費を使用料収入で賄いたいところではありますが、それには使用者の負担が大きくなるため、本改正は平成18年の総務省による「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」及び令和2年の国土交通省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」などの通知に基づき、使用料を月3,000円、1立方メートル当たり150円以上を徴収することを基準とした料金改定であります。

先ほどの町長の提案理由にもありましたが、本議案は、令和6年1月22日に諮問、2回目の審議会を経て令和6年2月22日に「料金改定は妥当」との答申をいただいたものであります。

お手元に配付の資料ナンバー4、新旧対照表をご覧ください。

第14条使用料の算定方法、第1項において、使用の開始・休止にかかわらず基本使用料の徴収を規定しております。

表において、基本使用料を「1,100円」から「1,200円」に改め、新たに1立方メートルから10立方メートルまで、1立方メートル当たり10円の料金体系を設け、以下、1立方メートル当たりの料金を11立方メートルから50立方メートルまでを「121円」から「150円」に、51立方メートルから200立方メートルまでを「132円」から「165円」に、201立方メートル以上を「143円」から「160円」に改めるもので、旧使用料は消費税を含んでおり、新使用料は消費税を含まない表となっております。

以下、第14条の第2項第2号及び第4項、第15条の第1項、第2項、第3項の改正は、料

金体系の改正に伴う改正となります。

なお、この料金改定による使用料収入の増加は、令和４年度使用料収入の約130%を見込んでおります。

また、当該一部改正においては、利用者への周知を図るため、令和７年４月１日からの施行としたいものであります。

内容説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第74号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、前議案と同様に漁業集落排水施設の使用料の引上げについて、公共料金審議会からの答申内容を本条例に反映させるものであります。

本条例第9条における使用料の徴収については、下水道条例の例によると規定していることから、今般の下水道条例の一部改正を準用し、同様の使用料の改定を行うものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第74号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 75 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第75号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年2月28日開催の3月定例会において議決を受けた町道落居線道路改良工事（第2工区）について、山側部分において想定より浅く支持地盤が出現したため、予定した構造物が小規模となり、関連する工種について減工となりましたが、本事業の早期完成に向けて大型ブロック積工を増工したため、契約額の変更及び工事期間延長をお願いするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 1点お伺いします。

この工事期限の変更についてですけれども、予定よりブロック積工の工事が延長が延びたといった中で、この工期で間に合うのかといったところをお聞かせ願いたいと思います。

理由としては、これ令和5年度の工事でありまして、現在令和6年度です。そういった中で、令和6年度分の工事も出ている中での事業者の工事完了期間がこれで契約期間終わるのかどうかといったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

工期につきましては、業者と打ち合わせをさせていただきまして、工期内で完成できるとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 不測の事態、これから台風等々の時期ともなってきます。工期の延長は図られてはおりますが、できるだけけつの方に工事完了を1か月、2か月前に設定をして、工事完了日は1か月、2か月後というふうに余裕を持たせた工事設計をしてもらいたいと思います。

以上です。答える。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

議員のおっしゃられますとおり、台風等による不測の事態により工事ができないことも想定されますので、今後も業者と十分に協議をするとともに、できるだけ早い設計変更に努めまして、工期は2月末にするなど余裕を持った工期設定としたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第75号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第76号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に3億807万9,000円を追加し、予算の総額を58億1,723万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、民生費の児童福祉費に2,019万6,000円、衛生費の清掃費に919万3,000円、商工費に1,293万3,000円、教育費の社会教育費に460万2,000円、保健体育費に4,053万8,000円、公債費に5,377万9,000円などを追加するものであります。

また、これらの財源として地方交付税1億3,521万6,000円、国庫支出金1,758万8,000円、県支出金786万円、雑入1,906万3,000円、町債3,190万円などをそれぞれ追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（勝田智史君） 議第76号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に3億807万9,000円を追加し、予算の総額を58億1,723万8,000円としたいものです。

それでは、歳出に係る主な補正項目からご説明申し上げます。

予算書の17ページをご覧ください。

3款民生費の2項3目子育て支援費には1,746万円を増額いたしました。これは、10月から児童手当が拡充されることによるもので、拡充内容につきましては、所得制限が撤廃されること、支給対象がこれまでの中学生以下から高校生年代までとなること、第3子以降の支

給額が年齢区分に関係なく3万円に増額されることであります。

次に、19ページをご覧ください。

4款衛生費の2項1目清掃総務費には727万8,000円を増額いたしました。現在、本町では、高齢化の進行に伴い排出される使用済み紙おむつの量が増加傾向にあり、その全てが分別されず可燃ごみとして焼却処分されていることから、効率的な分別収集や再生利用等による再資源化について検討することが喫緊の課題となっております。

これらの課題解決に向け、本町では、静岡県が募集する使用済み紙おむつ再資源化実証事業に応募し、ごみの減量化、資源化を推進するための実証実験に取り組みたいことから、これに係る費用について計上したものであります。

なお、財源につきましては、その全額が負担金として静岡県から交付されます。

次に、20ページをご覧ください。

6款商工費の1項3目観光費、観光振興事業には、桜トンネルライトアップ委託料及び宿泊業の経営力基盤強化事業補助金を新設し、前者に240万円、後者に320万円を計上いたしました。前者は、みなみの桜と菜の花まつり期間中に青野川沿いの一定区間をライトアップした桜トンネルにより、夜間の誘客促進を図りたいもので、後者は、宿泊業の経営力基盤強化事業に取り組む者を対象とした補助金を新設し、デジタル技術の活用による町内宿泊事業者における生産性の向上や従業員宿舍の居住環境の設備の改修等により、雇用の安定を図りたいものであります。

次に、22ページをご覧ください。

8款消防費の1項5目災害対策費、大規模地震対策事業には、耐震シェルター等整備事業費補助金を新設し、100万円を計上いたしました。これは、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に耐震シェルター、防災ベッドを設置する者に交付する補助金でございます。

次に、24ページをご覧ください。

9款教育費の4項5目生涯学習推進費には450万円を計上いたしました。これは、対象者を町内在住の高校生、実施時期を令和7年3月の春休み期間とした台湾訪問事業に係る経費を計上したもので、青少年の健全育成と中等教育における最終過程の教育機関に属する高校生が本町と教育旅行において交流のある台湾を訪問し、両国の歴史・文化・人に接し学ぶことでグローバルな視野を持った社会人等となる契機をつくることが目的となっております。

なお、財源につきましては、参加者からの負担金、そしてふるさと応援基金繰入金を予定

しております。

また、同款 5 項 2 目体育施設費には4,053万8,000円を増額いたしました。これは、当初予算でご承認いただいた武道館天井改修設計業務委託の完了により、工事の概要と予定事業費が算出されたため、これに係る費用を計上するものであります。

なお、財源といたしましては、過疎対策事業債を予定しております。

続きまして、11款公債費の 1 項 1 目元金には5,326万4,000円を、2 目利子には51万5,000円を増額いたしました。これは、令和 5 年 9 月定例会及び令和 6 年 3 月定例会において承認された財産の無償譲渡について、該当する公有林整備事業債の一部を繰上償還するものであります。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、10ページから13ページをご覧ください。

今回の補正予算の財源といたしまして、国庫補助金には児童手当負担金として1,684万7,000円を、県支出金には使用済み紙おむつ再資源化実証事業負担金として647万7,000円を、諸収入には桜トンネルライトアップ事業の財源として静岡県市町村振興協会から助成される地域づくり推進事業助成金に240万円を、町債の過疎対策事業債に3,870万円などを増額し、不足する額につきましては前年度繰越金に8,943万2,000円、地方交付税の普通交付税に 1 億 3,521万6,000円を計上し調整いたしました。

以上で、議第76号の内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○9 番（稲葉勝男君） 24ページ教育費の高校訪台事業、非常にこれはすばらしいことだと思います。以前、コロナが流行する前までは頻繁に台湾のほうからも高校生が南伊豆に来てホームステイだとか、それは今やはり向こうは要望しているのか、それともこちらでもうちょっと待ってくれとかというふうになっているのか。これは、今現在はもう全然それやっていないでしょ。今後どういうふう、こっちが行くのもいいんですけども、受けるほう、これはどういうふう考えているか。非常に私はホームステイの高校生を受けた、比野下議員もそうなんですけれども、そういうあれから非常にいいことだと、すばらしいことだということで質問するんですけども、いかがですか、その辺は。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

事業につきましては、ちょうど今年度も5月末ぐらいだったと思います。台湾の高校生が当町に訪問いたしました。ただ、その際は、ホームステイの件なんですけれども、やはりかなりご家庭のほうに負担がかかるなという印象を持っております。また募集してもなかなか集まってこないなというあれがありましたもので、今回来ていただいたときには民宿へ分泊していただく形で対応をいたしました。

ですから、事業としては、別に終了したわけではないです。また、今回の訪台、うちのほうから行くような形になりますけれども、それによってまた向こうから来ていただくことも活発になったくるんじゃないのかなとは思っております。

今のところ具体的な今後の計画はないですけれども、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） ほかにありませんか。

稲葉議員。

○9番（稲葉勝男君） 分かりました。ぜひやはりホームステイですから、日本のことを知ってもらう、日本の家庭、これには本当にホームステイが一番いい方法だというふうに私は感じているものですから、ぜひ推進して行って、また復活できるような、そういうふうに町のほうもお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

同じその台湾の関係ですけれども、今、総務課長の説明では、3月に行くと言ったけれども、人数を言われなかったと。だから、何人ぐらい行くのかなと。たくさんの方が行って海外の経験を積んでもらいたいんですけれども、それについて人数をまず教えていただけますか。

○議長（長田美喜彦君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

高校生10名を予定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水議員。

○10番（清水清一君） これ行くのは今の高校1年生、あるいは2年生の方が行かれるという形の中で考えていると思うんですけども、どうやって募集するのか、その考え方だけお教え願えますか。

○議長（長田美喜彦君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

一応、町内在住者ということになりますので、広報、ホームページ等を使って広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかにありませんか。

大年議員。

○3番（大年美文君） 今の台湾訪台の高校生の関係で、私も過去に受け入れた家庭の1人ですけれども、大変すばらしいことだと思います。できればホームステイしていただいで、私は最近あれですけれども、子供は今でもSNSを通じて交流まではいかないでしょうけれども、やり取りをしているような、もうかれこれ5年も6年も前になろうかと思えますけれども、そんな現状です。

大変これすばらしいことで、今度うちのほうから訪問する高校生は、これもやはりホームステイじゃなくそういう宿泊施設に泊まるようなことで計画していますか。

○議長（長田美喜彦君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

今回はホテル滞在ということで考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年議員。

○3番（大年美文君） まだまだコロナ等感染症も心配ですし、その辺は受け入れるほう、お預けするほうのいろいろなご意見があるでしょうから、それはそれで結構だと思います。

ただ、この訪台、訪日、これは絶やさないでしてもらいたいなと思います。

議長、もう1点いいですか。

○議長（長田美喜彦君） はい。

○3番（大年美文君） この訪台とは別の案件で。

○議長（長田美喜彦君） はい。

○3番（大年美文君） この前の案件、75号、工事変更契約の締結。これ令和5年の着手の工

事の案件ですが……。

○議長（長田美喜彦君） 終わった議案だから、ちょっとそれは。終わった議案は……。

○3番（大年美文君） いやいや、それ関係するからちょっと聞いているんですよ。

○議長（長田美喜彦君） 関連があるから。

○3番（大年美文君） これは終わったことは分かっているんですけども、これあくまでも令和5年度の着工なもので、令和6年、現年度の補正予算、これには一切表記がないということによろしいですか、教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

令和5年度の事業ですので、令和6年度のその工事に対して補正予算はございません。
以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 77 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第77号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に253万9,000円を増額し、予算の総額を12億3,780万2,000円としたいものであります。

歳出では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う資格確認証の発行処理に係るバッチ処理委託料として総務費を80万4,000円、出産育児一時金の増額により保険給付費を100万円、令和5年度特定健康診査等負担金の精算償還金として諸支出金73万5,000円を増額するほか、歳入では、本算定の実施に伴う調整として国民健康保険税を106万9,000円、一般会計繰入金147万円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第78号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に120万5,000円を増額し、予算の総額を12億9,850万9,000円としたいものであります。

歳出では、社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算に伴い、7款諸支出金、国県負担金等返還金を138万4,000円増額するほか人件費等の調整を行うもので、歳入では、10款繰入金を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第79号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1,221万9,000円を増額し、予算の総額を1億7,921万円としたいものであります。

歳出では、本算定の実施に伴う後期高齢者医療広域連合納付金968万1,000円、事務費負担金精算調整として一般会計繰出金249万4,000円、被保険者証一斉更新時の郵送料の増加に伴い総務費を4万4,000円増額いたします。

歳入では、本算定の調整として後期高齢者医療保険料754万3,000円を増額するほか、雑入249万4,000円、繰入金121万4,000円、保険基盤安定繰入金96万8,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第80号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に54万5,000円を追加し、予算の総額を650万1,000円としたいものであります。

歳出では、入間区においてコミュニティー施設整備補助金を活用し、入間生活改善センター外壁を補修するのに当たり、補助金交付調整のため、一般会計繰出金を54万5,000円増額したいものであります。

また、これら財源には財政調整基金繰入金を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第81号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益定収入及び支出について、下水道事業費用の総額を2億1,443万2,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的支出の総額を2億998万1,000円としたいものであります。

収益的収入及び支出の下水道事業費用では、総係費に10万9,000円を増額し、資本的収入及び支出の資本的支出では、下水道施設改良費に270万4,000円を増額するもので、ともに人件費に係る調整であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君）

説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第82号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について漁業集落排水事業費用の総額を8,713万円1,000円としたいものであります。

主なものは、収益的収入及び支出の営業費用で、各処理場施設の修繕に係る工事請負費と人件費に係る調整で137万3,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

○10番（清水清一君） これ歳出は分かったんですけども、収入はどうなっているんでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

一般会計からの繰入れはなしで、保留で保留金でやります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水議員。

○10番（清水清一君） 歳出は載っているけれども、トータルで赤字の予算書になってしまうのではないかなと思うんですけども、これ見ても歳入がどこにも書いてないから、歳出だけだから、そうすると最初のやつは分からないけれども、一応歳入が載っていないからね、そこだけ説明していただきたいと。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

企業会計の場合は、保留のほうの保留金で賄える分がありますので、そちらで賄うという形です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第83号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業費用の総額を4億166万9,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的支出の総額を

3億2,160万3,000円としたいものであります。

主なものは、収益的収入及び支出の水道事業費用で、総係費に14万2,000円を増額し、資本的収入及び支出の資本的支出では、水道施設改良費に8万9,000円を増額するもので、ともに人件費に係る調整であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

この後、本会議にかけられる議題が決算関係でございますので、決算審査意見書の報告のため、外岡與志夫代表監査委員が出席しておりますことをここにご報告いたします。

◎議第84号～議第95号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第84号から議第95号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 令和5年度における一般会計及び各特別会計、並びに各企業会計の決算をご審議いただくに当たり、その概要についてご報告申し上げます。

最初に、一般会計決算の概要について申し上げます。

令和5年度決算額では、歳入が前年度比0.1%増の57億824万7,246円、歳出が0.4%増の54億2,703万5,431円となりました。歳入歳出差引額では2億8,121万1,000円となり、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源1,215万4,000円を差し引いた実質収支額は2億6,905万7,815円であり、調定額に対する収入済額の割合は99.7%となっております。

まず、一般会計歳入決算額についてであります。千円単位を四捨五入し、万単位をもってご報告させていただきます。

初めに、1款町税であります。収入済額は9億6,958万円で、前年度比1.5%の減となりました。主な要因は、固定資産税及び町たばこ税の減によるものであります。

2款地方譲与税は5,957万円で、前年度比0.7%の増となりました。

12款地方交付税は25億7,719万円で、前年度比1.6%の増となり、内訳では、普通交付税23億5,528万円、特別交付税2億2,191万円で、普通交付税の増加要因は町債の元利償還金による増によるものです。

16款国庫支出金については5億4,853万円で、前年度比15%の減です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減によるものであります。

17款県支出金は2億6,565万円で、前年度比17.1%の減で、地震・津波対策等減災交付金の減によるものです。

19款寄附金は2億6,755万円で、前年度比11.3%の増となり、ふるさと寄附金で2,200万円増加したほか、石垣りん文学記念基金に1,000万円の寄附があったことによるものです。

20款繰入金金は9,335万円で、前年度比187%の増となり、内訳では、ふるさと応援基金から2,897万円、公共施設整備基金から5,405万円、ふるさと水と土基金から450万円、森林環境整備促進基金から250万円を繰入れ、庁舎補修工事、下流地区海岸保全施設整備工事、石廊崎オーシャンパーク駐車場整備工事、地域福祉計画策定業務、誘客促進委託料等の財源に充当いたしました。

また、令和5年度中に基金取崩額の合計は9,081万円、基金積立金の合計額は2億3,692万円であり、令和5年度末の財政調整基金を含む16基金の現在高は25億3,452万円となっております。

21款繰越金は2億9,351万円で、前年度比6.6%の増となり、23款町債は2億4,600万円で、前年度比5.1%の増となりました。

引き続き、歳出について申し上げます。

令和5年度歳出決算額は54億2,703万5,431円で、予算現額58億2,568万7,000円に対する執行率は93.2%でありました。

2款総務費は11億6,811万円で、前年度比9.1%の増となりました。主な要因は、総務管理費で庁舎外壁等補修及び空調設備補修3,900万円、職員用P H S 端末更新700万円、ふるさと寄附事業1,200万円、石廊崎オーシャンパーク駐車場改修及び備品購入800万円などであります。

3款民生費は13億855万円で、前年度比5.1%の増となりました。主な要因は、社会福祉費5,248万円、児童福祉費1,231万円の増であり、社会福祉費においては住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、児童福祉費については認定こども園空調設備工事及び合併浄化槽工事によるものであります。

4款衛生費は6億3,716万円で、前年度比2.3%の増となりました。主な要因は、保健衛生費3,822万円の増のほか、予防接種健康被害給付金4,500万円によるものです。

5款農林水産業費は2億5,067万円で、前年度比57.2%の増となりました。主な要因は、水産業費8,082万円の増で、漁業集落排水事業会計補助金4,528万円、漁港整備及び補修工事4,100万円によるものです。

6款商工費は2億8,744万円で、前年度比26.4%の減となりました。主な要因は、令和4年度に実施したプレミアム付き商品券事業費補助金8,100万円によるもののほか、前年度完

了した観光施設整備工事5,000万円が影響したものであります。

7款土木費は5億1,410万円で、前年度比3.8%の増となりましたが、年度間における事業量の差によるものであります。

8款消防費は2億8,742万円で、前年度比30.4%の減となりました。主な要因は、前年度に実施した防災行政無線整備工事1億3,300万円などであります。

9款教育費は3億5,881万円、前年度比12.3%の減となりましたが、主な要因としては、前年度に実施した小・中学校のWi-Fi環境整備1,300万円、屋内運動場バリアフリー化1,600万円、テニスコート改修工事2,000万円などであります。

11款公債費は5億5,401万円で、前年度比3.4%の増となりました。

なお、令和5年度末の町債現在高は46億6,793万円で、前年度末と比べ2億9,511万円減少しております。

令和5年度一般会計決算の説明は以上であります。

続きまして、特別会計決算についてご説明申し上げます。

令和5年度国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が前年度比5,075万1,383円減の12億8,668万7,772円、歳出総額は前年度比6,173万4,064円減の11億2,570万4,779円で、歳入歳出差引額1億6,098万2,993円となりました。

国民健康保険は、町民の健康と生活を守る重要な役割を担う事業であることから、引き続き被保険者の健康保持・増進に取り組むとともに、静岡県及び静岡県国民健康保険団体連合会をはじめとした関係団体との連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

令和5年度決算額は、歳入総額が前年度比965万4,233円増の13億9,048万315円、歳出総額は前年度比1,824万4,548円増の12億1,854万7,574円で、歳入歳出差引額は1億7,193万2,741円となりました。

令和6年度から第9期介護保険事業計画期間となりますが、引き続き介護予防事業の充実に取り組むとともに、静岡県及び静岡県国民健康保険団体連合会をはじめとした関係団体との連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

令和5年度決算額は、歳入総額が前年度比1,012万5,505円増の1億5,457万8,093円、歳出総額が1,070万5,305円増の1億5,317万2,333円で歳入歳出差引額は140万5,760円となりました。

高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、静岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

引き続きまして、財産区特別会計についてご説明申し上げます。

令和５年度南上財産区特別会計歳入歳出決算では、歳入総額28万1,247円、歳出総額10万3,177円で、差引額17万8,070円となりました。

次に、令和５年度南崎財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額39万5,197円、歳出総額34万4,503円で、差引額５万694円となりました。

次に、令和５年度三坂財産区特別会計歳入歳出決算では、歳入総額524万9,668円、歳出総額511万42円で、差引額13万9,626円となりました。

続いて、土地取得特別会計についてご説明を申し上げます。

令和５年度決算額は、歳入総額78円、歳出総額78円の同額であり、差引額は０円であります。

続いて、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計についてご説明申し上げます。

令和５年度決算額は、歳入総額3,371万9,049円、歳出総額2,981万823円で、差引額390万8,226円となりました。

次に、公共下水道事業会計について申し上げます。

令和５年度決算における収益的収入及び支出においては、収入が２億132万1,653円、支出が２億1,172万8,943円、営業外収入の他会計補助金は7,077万2,000円となり、資本的収入及び支出では、収入が１億3,263万2,000円、支出が１億4,375万6,611円、一般会計繰入金では１億859万円となりました。

本会計において、令和５年度から公営企業会計化をもって、事業の効率的かつ安定的な経営に努めてまいります。

次に、漁業集落排水事業会計について申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入が１億597万4,466円、支出が9,063万8,206円、営業外収益の他会計補助金は4,528万4,000円となり、資本的収入及び支出では、収入が3,685万5,100円、支出が4,579万2,425円、一般会計繰入金は1,804万8,000円となりました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入が３億6,589万8,029円、支出が３億6,533万9,521円、営業外収益の他会計補助金は5,050万円となり、資本的収入及び支出では、収入が１億1,106

万4,100円、支出が2億1,802万5,187円、一般会計繰入金は2,592万9,000円となりました。

令和5年度から簡易水道が正式統合されたため、経営状況との整合性を図りながら施設整備に取り組み、引き続き効率的かつ安定的な経営に努めてまいりますので、本議会のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の概要報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

外岡與志夫代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 外岡與志夫君登壇〕

○代表監査委員（外岡與志夫君） 監査委員の外岡です。

それでは、令和5年度南伊豆町各会計の歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について報告いたします。

この審査は、南伊豆町監査基準に準拠して実施したものです。

審査の期間は、令和6年6月19日から令和6年8月21日までです。

審査の対象は、令和5年度の南伊豆町一般会計、8つの特別会計、3つの企業会計の歳入歳出決算、各基金の運用状況を示す書類及び決算附属書類です。

審査の結果、いずれも公正かつ適法に行われていると認められました。

詳細につきましては、お手元に配付しました意見書のとおりですので、朗読は省略いたします。

以上、令和5年度南伊豆町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査報告といたします。

○議長（長田美喜彦君） ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑なしと認めます。

これにて監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明については、説明内容を記載した文書が事前に配付されていますので、これを省略します。

議第84号議案から議第95号議案までの12議案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、議第84号議案から議第95号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

令和 6 年 9 月定例町議会

(第 3 日 9 月 24 日)

令和6年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月24日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第84号 令和5年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第85号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第86号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第87号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第88号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第89号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第90号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第91号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第92号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第93号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議第94号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第13 議第95号 令和5年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第15 各委員会の閉会中の継続調査申出書
- 日程第16 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤 広和 君	２番	岩田 稔 君
３番	大年 美文 君	４番	黒田 利貴男 君
５番	渡邊 哲 君	６番	宮田 和彦 君
７番	比野下 文男 君	８番	長田 美喜彦 君
９番	稲葉 勝男 君	１０番	清水 清一 君
１１番	齋藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡部 克仁 君	副町長	橋本 元治 君
教育長	佐野 薫 君	総務課長	勝田 智史 君
防災室長	平山 貴広 君	企画課長	山田 日好 君
地方創生室長	山口 一実 君	地域整備課長	佐藤 禎明 君
商工観光課長	大野 孝行 君	町民課長	齋藤 重広 君
健康増進課長	宮本 利江 君	介護福祉課長	高橋 健一 君
教育委員会 教育事務局長	佐藤 由美子 君	生活環境課長	高野 克巳 君
会計室長	菰田 一郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田 哲也	係長	鈴木 邦広
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和6年9月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 比野下 文 男 君

9番議員 稲 葉 勝 男 君

◎議第84号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第84号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

予算決算委員会委員長の宮田でございます。

報告に先立ちまして、本委員会には全員が出席しておりますので、報告は審議結果のみ行い、ほかの項目は委員会審査報告書に記載のとおりとして省略します。

それでは、本委員会に付託された議第84号 令和5年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第84号 令和5年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第84号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第85号～議第87号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第85号から議第87号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第85号から議案第87号までの令和5年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第85号から朗読します。

議第85号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第86号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第87号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第85号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第85号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第86号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第86号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第87号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第87号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第86号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第87号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第87号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第88号～議第91号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第88号から議第91号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第88号から議案第91号までの令和5年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規

定により報告します。

議事件目、付託件目、議第88から朗読します。

議第88号 令和5年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第89号 令和5年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第90号 令和5年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第91号 令和5年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第88号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第88号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第89号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第89号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第90号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第90号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第91号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第91号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第89号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第90号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第90号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第91号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第92号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第92号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第92号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第92号 令和5年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第 9 3 号～議第 9 5 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第93号から議第95号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第93号から議第95号までの令和5年度南伊豆町各企業会計決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第93から朗読します。

議第93号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第94号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第95号 令和5年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第93号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第93号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第94号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第94号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第95号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第95号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第94号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第95号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（長田美喜彦君） 日程第14、南伊豆町選挙管理委員会及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、それぞれの委員の任期満了を控えて行われるものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、南伊豆町子浦仲村清君、南伊豆町市之瀬鈴木定雄君、南伊豆町二條土屋誠君、南伊豆町湊山田眞二君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました仲村清君、鈴木定雄君、土屋誠君、山田眞二君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充には、南伊豆町石井佐々木豊治君、南伊豆町大瀬菊池勢一君、南伊豆町入間高野譲君、南伊豆町毛倉野石井保彦君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐々木豊治君、菊池勢一君、高野譲君、石井保彦君、以上が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

したがって、補充員の順番はただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（長田美喜彦君） 日程第15を議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、所管外事務調査、本会議の会期日程等お手元に配付しました議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の申し出について

○議長（長田美喜彦君） 日程第16を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、委員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり、派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和6年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男